

令和五年第七回定例会（自
至令和五年十二月八日）

草津町議会定例会議録

草津町議会

令和五年第七回〔十二月〕定例会

草津町議会議録

令和五年第七回〔十二月〕定例会

草津町議会議録

令和五年第七回〔十二月〕定例会

草津町議会議録

令和五年
第七回定例会
草津町議会会議録目次

招集告示	一
第一号（十二月四日）	
議事日程	五
会議に付した事件	五
出席議員（十一名）	六
欠席議員（なし）	六
説明のため出席した者	六
事務局職員出席者	七
開会及び開議の宣告	八
議事日程の報告	八
会議録署名議員指名	八
会期決定	八
町長行政報告	九
議長議会報告	一六
議案第一号（議案第二十五号の一括上程、説明	一八

議案第二十四号の質疑、討論、採決	四一
議案第一号〱議案第二十三号・議案第二十五号の委員会付託	四二
報告第一号の報告	四三
報告第二号の報告	四三
請願・陳情書上程、委員会付託	四四
議事予定の決定	四五
散会の宣告	四五

第二号（十二月八日）

議事日程	四七
会議に付した事件	四八
出席議員（十一名）	四八
欠席議員（なし）	四九
説明のため出席した者	四九
事務局職員出席者	五十
開議の宣告	五一
議事日程の報告	五一
付託議案にかかる委員長報告	五一
議案第一号の質疑、討論、採決	六五
議案第二号の質疑、討論、採決	六六

議案第三号の質疑、討論、採決	六七
議案第四号の質疑、討論、採決	六八
議案第五号の質疑、討論、採決	六八
議案第六号く議案第八号の一括質疑、討論、採決	七〇
議案第九号の質疑、討論、採決	七一
議案第十号く議案第十二号の一括質疑、討論、採決	七九
議案第十三号及び議案第十四号の一括質疑、討論、採決	八十
議案第十五号の質疑、討論、採決	八一
議案第十六号の質疑、討論、採決	八二
議案第十七号く議案第十九号の一括質疑、討論、採決	八四
議案第二十号く議案第二十二号の一括質疑、討論、採決	八五
議案第二十三号の質疑、討論、採決	八七
議案第二十五号の質疑、討論、採決	八八
陳情書にかかる委員長報告	八九
議員派遣の件	九一
付託議案外にかかる委員長報告	九一
一般質問	九四
九番 湯本晃久君	九五
三番 有坂太宏君	九八
二番 安齋 努君	一〇五

閉議及び閉会の宣告……………一〇

署名議員……………一一

草津町告示第五十二号

第七回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和五年十一月二十九日

草津町長 黒岩 信 忠

記

一、日 時 令和五年十二月四日 午前十時

二、場 所 草津町役場

三、議 題

議案第 一号 草津町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例の制定について

議案第 二号 草津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 三号 草津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の

利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 四号 草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

- 議案第 五号 草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 六号 草津町千客万来事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 七号 草津町索道旅客運送条例の一部を改正する条例について
- 議案第 八号 町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 九号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第五次）
- 議案第 十号 令和五年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第一次）
- 議案第 十一号 令和五年度草津町介護保険特別会計補正予算（第二次）
- 議案第 十二号 令和五年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一次）
- 議案第 十三号 令和五年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第一次）
- 議案第 十四号 令和五年度草津町水道事業会計補正予算（第一次）
- 議案第 十五号 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第三次）
- 議案第 十六号 令和五年度草津町千客万来事業会計補正予算（第二次）
- 議案第 十七号 工事請負契約事項の変更について
- 議案第 十八号 工事請負契約事項の変更について
- 議案第 十九号 工事請負契約事項の変更について
- 議案第 二十号 温泉引用許可について
- 議案第 二十一号 温泉引用者移転許可について
- 議案第 二十二号 温泉引用増量許可について
- 議案第 二十三号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について
- 議案第 二十四号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第二十五号 訴訟の提起について

報告第 一号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について

報告第 二号 温泉引用者名義書き換えについて

第一
日
十二月
四
日
(月曜日)

本
会
議

令和五年第七回草津町議定会定例会議事日程（第一号）

令和五年十二月四日（月曜日）午前十時開会

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 第一 | 開 議 |
| 第二 | 議事日程の報告 |
| 第三 | 会議録署名議員指名 |
| 第四 | 会期決定 |
| 第五 | 町長行政報告 |
| 第六 | 議長議会報告 |
| 第七 | 議案上程 |
| | 議案第一号から議案第二十五号まで |
| 第八 | 議案第二十四号 質疑・討論・採決 |
| 第九 | 議案第一号から議案第二十三号・議案第二十五号 委員会付託（別紙付託案） |
| 第十 | 報告第一号・報告第二号 報告 |
| 第十一 | 請願・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表） |
| 第十二 | 議事予定の決定（別紙案） |
| 第十三 | 閉 議（散会） |

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（十一名）

一	三	五	七	九	十
番	番	番	番	番	番
直	有	安	金	湯	宮
井	坂	井	丸	本	崎
新	太	尚	勝	晃	謹
吾	宏	弘	利	久	一
君	君	君	君	君	君

二番	四番	六番	八番	十番
安齋	市川	小林	上坂	黒岩
努	史	一	由	卓
君	君	君	君	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町	教	企	住	健	土	会	こ
長	育	画	民	康	木	計	ど
長	長	創	課	推	課	管	も
長	長	造	長	進	長	理	み
長	長	課	長	課	者	者	ら
黒	富	田	堀	和	川	一	い
岩	澤	中	田	田	島	場	課
信	勝		高		和	札	長
忠	一	浩	史	修	武	子	高
君	君	君	君	君	君	君	井
							洋
							一
							君

温	上	生	福	観	税	総	副
	下	活					
泉	水	環	祉	光	務	務	
課	道	境	課	課	課	課	町
	課	課					
長	長	長	長	長	長	長	長
関	岡	宮	中	宮	熊	石	福
	田	崎	澤	崎	川	坂	田
		雄	一	健	一	恒	隆
亘	薫	一	夫	司	記	久	次
君	君	君	君	君	君	君	君

教育委員会事務局長	白鳥正和君
総務課主査	清水聡之君
総務課主任	ベルツこども園長 橋爪保君
	田中芙由美君

事務局職員出席者

議会事務局長	萩原健司
議会書記	新田美幸

開 会 午前十時三分

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和五年第七回草津町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
座らせていただきます。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名いたします。

五番、安井尚弘議員、六番、小林純一議員の両名を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期につきましては、十一月二十八日に開催されました議会運営委員会
で協議した結果、本日から十一日までの八日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、本日より十一日までの八日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告をお願いします。

町長、お願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

前回、令和五年九月四日開催の定例議会から本日開催の定例議会までの行政報告であります。

小学校の運動会についてありますが、九月六日、草津小学校の秋季運動会において、児童の皆さんの激励のメッセージを述べてまいりました。

続きまして、九月十一日、神奈川県横浜市の国土交通省関東運輸局へ表敬訪問に伺い、関東運輸局長ほか四名に大変ご対応いただき、現在建設中のパルスゴンドラ設置の進捗状況とスキー場事業の近況について報告を行ってまいりました。

続いて、九月十二日、第五十回吾妻地区福祉パレードが実施され、役場大会議室において、草津町手をつなぐ育成会の会長及び副会長よりメッセージの伝達を受けました。

続いて、九月十三日、令和五年度草津町戦没者追悼式が滝尻原墓地忠霊塔において開催され、出席し、式辞を述べてまいりました。

続いて、九月十四日から九月十六日までの三日間にかけて、姉妹都市であるドイツ、ビーティヒハイム・ビッシンゲン市からの訪問団十七名、さらに、チェコ、カルロビヴァリ市からの訪問団六名の合計二十三名が来町されました。

九月十五日には、西の河原公園内に設置されているベルツ博士とスクリバ博士の胸像前において、ケッティング市長、フェ

ルクロア市長をはじめとした訪問団、町関係者の皆さんと共に献花式を執り行いました。また、同日、ホテルヴィレッジにおいて、姉妹都市締結式典を行いました。ビッシンゲン市については締結六十周年、カルロビヴァリ市には三十周年となる記念式典となり、調印式も併せて行いました。

そして、九月十六日には、ホテル一井においてフェアウェルパーティーを執り開きましたが、当日は、駐日ドイツ連邦共和国大使であるクレームンス・フォン・ゲッツェ大使が来町したことから、お招きをさせていただき、親交を深めました。

三日間という期間ではございましたが、草津町議会議員の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心温まるおもてなしをしていただきましたことに、この場を借りてお礼を申し上げます。

九月十五日、栗生楽泉園敬老祝賀会が規模縮小により、園内放送の方式で開催され、出席をして、園内の放送施設を利用して挨拶を行ってまいりました。

九月十九日、姉妹都市であるドイツ・ビッシンゲン市より、中学生ホームステイプログラムの参加者十二名の表敬訪問があり、役場応接室にて歓迎の挨拶を行いました。

続いて、九月十九日、観光協会が主催する第四回草津温泉合同入社式が草津温泉スキー場レストハウスにおいて開催され、町内の宿泊事業者や飲食店等に従事する新入社員四十一名に対し、町長としての歓迎の意を伝え、今後の活躍を祈念し、挨拶を行ってまいりました。

続きまして、九月二十日、草津町ベルツこども園の運動会が行われました。本年度は保護者の入場制限のない運動会となり、日頃の練習成果を存分に発揮した元気な園児の姿が見られました。

次に、九月二十日、草津町区長会が役場大会議室において開催され、出席をいたしました。

続いて、九月二十日、鳥居峠で実施された秋の交通安全運動に、西吾妻交通対策協議会連合会の会長として出席し、挨拶したほか、街頭指導に協力を行ってまいりました。

続きまして、九月二十二日、手話言語の国際デー湯畑ライトアップが湯畑において開催され、開催記念の挨拶並びに横断

幕アピールを行ってまいりました。

続いて、九月二十二日、西吾妻暴力追放推進協議会の通常総会が長野原警察署で開催され、同会の会長として出席をしてまいりました。

続いて、九月二十五日から二十七日にかけて、草津町当局と町議会により、秋田県及び山形県へ議員九名、事務局五名と私を含めた計十五名で視察研修を行い、実施をいたしました。

秋田県では、湯沢市にある最新の地熱発電所、山葵沢地熱発電所を視察し、発電の仕組みなどについて説明を受けました。また、山形県では、温泉観光地の視察として、尾花沢市銀山温泉の木造旅館が並ぶ町並みや川沿いにあるガス灯などの視察を行い、鶴岡市湯野浜温泉では、温泉の温泉熱を利用した温水供給の仕組みについて説明を受け、意見交換を行ってまいりました。三日間の行程でしたが、大変意義深い研修となりました。

続きまして、十月二日、新たに固定資産評価審査委員となった青木重尚氏に委嘱状の交付を町長室にて行いました。続いて、任期満了に伴う草津町教育委員の任命式を十月二日に町長室において行い、新たに安齋美希さんに対して任命書の伝達を行いました。

続いて、十月三日、草津白根山（湯釜付近）において、避難訓練実施を行いました。気象庁や群馬県、報道機関など約五十名の参加を受け、噴火警戒レベルが一から二に引き上がったケースなどを想定し、避難誘導に関する訓練を行いました。

十月四日、草津町やすらぎ福祉大会が音楽の森コンサートホールにおいて開催され、金婚者並びに関係者功労表彰を行ってまいりました。

続いて、十月五日、関東地区信用保証協会協議会に属する十二名の協会長、理事長などの約三十名が草津町に訪れ、講演会の講師を依頼されたため、ホテルヴィレッジにて、草津町の経済再生に係る講演を行ってまいりました。

続いて、十月六日、宇留賀群馬県副知事が所属するSAJプロジェクトみらいの行政視察があり、一般社団法人ソフトウェア協会に所属する大企業から中小企業の経営層の方々に対して、湯畑周辺及び地蔵地区整備の取組について、現地に出向

き、事業の説明と案内を行ってまいりました。当日は十一名の参加があり、町が行ったすばらしい景観に感嘆の声と評価をいただきました。

続いて、十月十二日、中之条土木事務所長と上信自動車道建設事務所長が来庁し、町長室にて、山本県政の継続に伴う県土整備プランの更新について情報交換を行いました。

続いて、十月十三日、群馬県山本知事が栗生楽泉園の視察に来園し、自治会長との面接や重監房の施設について、知事からの要請により同行いたしました。

続いて、十月十四日、陸上自衛隊第十二音楽隊コンサートが草津音楽の森コンサートホールで行われ、旅団長が来場されたことから、私がお出迎えをいたしました。

続きまして、十月二十一日、中之条町の旧伊参小学校を会場に第七十六回群馬県植樹祭が行われ、参加をいたしました。

続いて、十月二十二日、商工会が開催する「草津 湯の町商工祭 湯畑マルシェ」が湯路広場を会場に四年ぶりに開催され、出席し、挨拶をしてまいりました。

続いて、十月二十四日、吾妻郡町村会定例会、吾妻広域町村圏振興整備組合理事会が長野原町役場で開催され、出席をいたしました。

十月二十四日、温泉門広場において、群馬テレビのニュースeye8の中継があり、翌日の竣工式を迎えた温泉門、町道、温泉門立体交差等に係る取材を受けました。

続いて、九年前より構想を始め、整備してまいりました温泉門・町道草津温泉門立体交差・温泉門駐車場の竣工式を十月二十五日に実施をいたしました。当日は、小渕優子衆議院議員や山本一太知事をはじめ、この事業に関わっていただいた多くの関係者にお越しをいただき、総勢百四名の方々のご臨席を賜り、盛大に竣工式を執り行うことができました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

また、渡り初めに関しては、草津小学校のマーチング&カラーガールズの演奏をしていただく中、一般参加者は百十六名にも上り、地域一体で竣工を祝うことができました。

当日、午後一時より長野原警察署のパトカーを先導に、町道草津温泉門の供用開始となりました。

続いて、十月二十六日、草津町消防団の秋季点検が草津中学校の校庭において開かれ、団長指揮の下、各分団の小隊訓練やポンプ操法、機械器具や無線等の点検が行われ、点検官として講評をし、団員に各賞の授与をいたしました。

続いて、十月二十六日、西吾妻衛生施設組合及び西吾妻福祉病院組合の臨時議会等が長野原町役場において開催され、出席をしまいました。

十月三十日、駐日ドイツ連邦共和国大使館の一等書記官が来庁し、町長室にて表敬訪問を受けました。

続きまして、十月三十日、自衛隊協力本部長ほか三名が来庁し、町長室にて防衛白書の説明を受けました。

続いて、十一月一日、群馬県庁並びに群馬県議会において、令和五年度上信自動車道建設促進期成同盟会の群馬県要望が実施され、企画創造課長に出席代理をさせました。

続いて、十一月六日から八日の三日間にわたり、町議会、業界三団体の代表と共に表敬訪問を行いました。六日は県内のNHK前橋放送局、上毛新聞社、JR東日本高崎支社を訪問し、七日から八日については東京都内の大手旅行会社と観光経済新聞社を表敬訪問してまいりました。温泉門、パルスゴンドラ等の進捗状況や観光について意見交換を行うとともに、大変ネットエージェントに対しては、非常に他の温泉地から見ると、草津の伸び率はすばらしいというふうで紹介をいただいたものであります。

続いて、十一月九日、上毛新聞が主催する鼎談取材について、渋川市長及びJT群馬支社長との対談方式の取材を受けてまいりました。十二月中には、私と渋川市長との対談方式で、上毛新聞に掲載されるものと思います。

続いて、十一月十日、草津山光泉寺による五重寶塔が完成をし、落慶祝いに出席してまいりました。

続いて、十一月十四日から十六日の三日間にかけて、毎年定期に実施しております水源整備を行いました。草津町管工事

協力会の皆様にもご協力をいただき、夏場に把握した仮設修理箇所の修理業務と斜面復旧業務のほか、冬季間の臨時取水作業を行いました。冬場の渇水期に備えるため、準備等を含め、無事に終了したことをご報告申し上げます。

続いて、十一月十六日、多くの町民の皆様にご協力をいただき、秋の道路愛護デーを実施いたしました。議員の皆様には、お忙しい中、現地に参加していただき、ありがとうございました。

十一月十七日、国土交通省利根川水系砂防事務所長が来庁し、町長室にて、振子沢砂防堰堤工事の進捗状況と、来年の五月か六月になるとのことですが、その竣工式を行いたいという説明を受けたものであります。

続きまして、十一月十七日、上信自動車道建設事務所長ほか三名が来庁し、町長室にて、五年に一度の上信自動車道の進捗状況に関する事業評価の説明を受けました。

続きまして、十一月十七日と十八日の両日、草津白根山シンポジウムが草津町を会場に開かれ、二日間の協議の中で、火山と防災に関する基調講演を私がさせていただきました。議長にも出席いただきましたが、会場となったホテルヴィレッジとオンライン参加者と延べ三百五十人が参加し、火山を抱える国内の観光地の在り方について協議がなされました。

続いて、十一月十八日、商工会の主催により湯畑に設置されたツリー&イルミネーション点灯式に出席し、挨拶をしてまいりました。会場では、商工会会員による五百人分の振る舞いが用意され、湯畑を訪れた多くのお客様が楽しむ姿を見ることができました。

続いて、十一月二十一日、群馬県国保連合会職員が来庁し、町長室において、同会の監事として出向監査を実施いたしました。

十一月二十一日、関東財務局前橋事務所長が来庁し、町長室において、経済状況に係る情報交換を行いました。財務所長からは、草津町の財政、そして経済状況の好転ぶりについて評価をいただいたものであります。

十一月二十三日、草津町生涯学習推進大会が音楽の森コンサートホールで行われ、開会式において挨拶を行ってまいりました。また、生涯学習に係る表彰式では、個人表彰でスポーツ協会長であった高橋進吾氏を、団体表彰ではきり絵愛好会に

対して、多大なる功績をたたえ、表彰状を授与いたしました。

十一月二十七日、吾妻郡町村会定例会及び吾妻広域町村圏振興整備組合の理事会、臨時会が中之条町役場で開催され、出席をまいりました。

十一月二十八日、マウント6の総会が草津ナウリゾートホテルで開催され、出席をし、挨拶をまいりました。

続いて、十一月二十九日、令和五年度草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟の定期総会が商工会で開催され、久しぶりに、これにご尽力をいただいた暴力団に対しての弁護士軍団の方々もおいでいただいたもので、これ続けていくことが縁切り同盟が続いていくことと思っております。

続いて、十一月二十九日、草津町総合教育会議を役場会議室にて開催し、教育委員の皆さんと意見交換を行いました。

続いて、十一月三十日、ホテルヴィレッジにおいて、草津町スポーツ協会年忘れの会に出席し、挨拶を行ってまいりました。

続いて、十二歳以上の方を対象に十月十七日に保健センターで開始した新型コロナウイルスワクチンの秋接種につきましては、十一月末現在において、一千六百六十一の方が接種を行ってまいりました。引き続き、医療関係者のご協力をいただきながら、町職員を総動員して、年内まで重点期間として、万全の態勢を整えて取り組んでまいります。

続いて、物価高騰対策として、町民の支援をするため、七月二十五日より草津町くらし応援商品券事業を開始いたしました。対象者六千七十九人のうち、十一月末現在で五千六百八十四人分、交付率で九三・五％となっております。この事業は五回目として実施いたしましたが、町民経済の下支えとして、大変大きな評価をいただいております。

続いて、十二月一日、長野原警察署や西吾妻交通安全協会と連携して、今年は温泉門の周辺において、お越しいただいたドライバーへ啓発グッズの配布を行い、交通安全の協力をお願いを行ってまいりました。

以上、行政報告であります。

○議長（宮崎謹一君） 以上で町長の行政報告を終了いたします。

◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、私から議会関係の報告をいたします。

九月十二日、吾妻地区福祉パレード伝達式が役場大会議室で行われ、出席をし、挨拶をしてまいりました。

九月十三日、令和五年度草津町戦没者追悼式が滝尻原公園墓地忠霊塔において開催され、議員各位と出席し、追悼の言葉を述べてまいりました。

九月十四日から十六日の三日間において、姉妹都市締結ドイツ六十周年・チェコ三十周年記念による式典や、上田市での観光視察、ホテル一井で開催されたフェアウェルパーティーに議員各位が出席しました。

九月十九日、草津温泉合同入社式が草津温泉スキー場レストハウスで行われ、出席をいたしました。

九月二十二日、西吾妻暴力追放推進協議会（通常総会）が長野原警察署で開催され、出席し、その後、開催された西吾妻地区ピース・マインド連絡協議会へ出席をいたしました。

九月二十五日から二十七日の三日間にわたり、秋田県湯沢市の地熱発電所、一番新しい発電所でありまして、二十数年ぶりに日本で新しくできた山葵沢地熱発電所の視察をいたしました。そしてまた、山形県尾花沢市銀山温泉及び山形県鶴岡市湯野浜温泉へ議員九名と町長、事務局員五名の十五名で視察研修を行ってまいりました。

この視察につきましては、各議員から視察報告が出ております。それぞれの観点から、いろいろ勉強になったということで報告書ができております。ご覧になる方は議会事務局にございます。

十月四日、令和五年度草津町やすらぎ福祉大会が草津音楽の森コンサートホールで開催され、議員各位と出席し、挨拶をしてまいりました。

十月二十一日、第七十六回群馬県植樹祭が中之条町旧伊参小学校で開催され、出席をいたしました。

十月二十一日、第二十九回町民マラソン大会がレクの森グラウンドで開催され、副議長が出席し、挨拶をしてまいりました。

た。

十月二十五日、温泉門・立体交差・温泉門駐車場の竣工式が行われ、議員全員と出席をし、挨拶をしました。

十月二十六日、令和五年度草津町消防団秋季点検が草津中学校校庭で開催され、議員各位と出席をし、挨拶をしました。

同日、西吾妻衛生施設組合臨時会、西吾妻福祉病院管理運営協議会及び西吾妻福祉病院組合議会臨時会が長野原町役場で開催され、金丸副議長、上坂民教土木常任委員長と共に出席をいたしました。

十一月一日、上信自動車道建設促進期成同盟会の要望活動が前橋県庁で実施され、出席をいたしました。

十一月二日、町村議会議員研修会が吉岡町文化センターで開催され、議員各位と出席をいたしました。

十一月七日と八日、二日間、町・議会・業界三団体の代表者と共に、東京都内、大手旅行会社等の表敬訪問をしました。

十一月八日、香川県琴平町議会が行政視察に来庁しましたが、私が東京に行っていたため、金丸副議長が対応していただきました。

十一月十日、草津光泉寺五重寶塔の落慶式が開催され、出席をいたしました。

十一月十六日、秋の道路愛護デー実施に伴い、議員各位が出席し、町内各所の道路状況の視察をしてまいりました。

十一月十八日、火山噴火と防災及び観光シンポジウムがホテルヴィレッジで開催され、出席をし、挨拶をしました。

同日、湯畑ツリー&イルミネーション点灯式が湯畑、湯路広場において行われ、出席をいたしました。

十一月二十一日、議会広報研修会が前橋市町村会館で開催され、広報委員四名が出席をいたしました。

十一月二十三日、第三十一回生涯学習推進大会が草津音楽の森コンサートホールで開催され、議員各位と出席をし、挨拶をしてまいりました。

十一月二十七日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会臨時会が中之条町役場で開催され、金丸副議長と出席をいたしました。
十一月二十八日、マウント6総会が草津ナウリゾートホテルで開催され、懇親会に出席をし、挨拶をいたしました。
十一月二十九日、町村議会議長研修会、町村議会議長全国大会及び豪雪地帯町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され出席をいたしました。

同日、令和五年度草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟定期総会が草津町商工会で開催され、黒岩総務観光常任委員長が出席をいたしました。

十一月三十日、草津町スポーツ協会年忘れの会がホテルヴィレッジで開催され出席をいたしました。
以上、私からの議会関係の報告を終了いたします。

◎議案第一号、議案第二十五号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） それでは、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第一号から議案第二十五号までについて、一括上程することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第一号から議案第二十五号までについて、一括上程することに決定いたしました。

続いて、議案に係る説明を願います。

議案第一号から順次願います。

議案第一号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第一号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第一号 草津町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例の制定について。

草津町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、一ページから二ページにわたって、今回制定しようとする条文の告示案をつけさせていた
だいております。

さらにおめくりいただきまして、三ページをご覧いただきたいと思います。

三ページ、制定理由及び要旨にて説明を申し上げます。

公用文の作成に関して、内閣は昭和二十七年四月に、執務能率を増進する目的として、広く左横書き等を用いるよう通達
しており、直近において令和四年一月には、法令を含めた公用文の作成に当たり、特別な場合を除き左横書きを用いるよう、
改めて都道府県及び地方自治体に通達をしております。

このことから、草津町においても当該通達に準じて、現在縦書きにて運用している条例等を左横書きに改めるため、本条
例を制定しようとするものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二号、議会事務局長、説明願います。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、議案第二号について、朗読と説明を申し上げます。

議案第二号 草津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和四十六年草津町条例第三十四号）の一部を別紙のとおり改
正する。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする条文の告示案となっております。

さらにおめくりいただき、二ページをご覧ください。

改正理由及び要旨について説明を申し上げます。

改正理由及び要旨。

議会議員の期末手当においては、人事院が本年八月、一般職の国家公務員の給与及び特別給について、官民較差等に基づく本年度の給与水準改定を実施するよう国会及び内閣に対して勧告を行い、同様に、群馬県においても十月に、県の人事委員会が人事院勧告に準じた形で勧告を行い、一般職の給与、期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに鑑み、議会議員の期末手当の支給に関しても併せて見直しを行うため、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

三ページ、四ページには新旧対照表となっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第三号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第三号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

議案第三号 草津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、四ページにわたり、改正条文の写しがございます。

五ページ目をご覧ください。

改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用している箇所を改正する必要があるため、関係条例の一部改正を行おうとするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第四号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第四号について、朗読と説明を申し上げます。

議案第四号 草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

草津町職員の給与に関する条例（昭和三十四年草津町条例第十号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、一ページから十二ページにわたって、今回改正しようとする条文の告示案をつけさせていただきます。

さらにおめくりいただきまして、十三ページをお願いいたします。

十三ページ、改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

人事院は本年八月、一般職の国家公務員の給料及び特別給について、官民較差等に基づく本年度の給与水準改定を実施するよう国会及び内閣に対して勧告を行い、群馬県においても同様に、県の人事委員会が十月に人事院勧告に準じた形で勧告を行い、給与改定が行われることとなっております。

このことから、草津町においても、今回の人事院及び群馬県人事委員会の勧告に準じた内容で、職員（任期付職員、会計年度任用職員を含む）の給与水準の改定を行うとともに、特別職の期末手当の支給月数についても見直しを行うため、条例改正をしようとするものでございます。

十四ページから十六ページには、ただいま申し上げた改正理由と要旨に係る別紙をつけさせていただいております。十七ページから二十一ページにつきましては、改正条項に係る新旧対照表をつけさせていただいております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第五号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第五号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

議案第五号 草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

草津町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、五ページにわたり、改正条文の写しがございます。

六ページ目をご覧ください。

改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正により、産前産後期間における国民健康保険税を免除し、子ども・子育て支援の拡充策の一環として、出産被保険者の均等割額を減額し負担軽減を図ること及び税率改正に伴う軽減税率の改正について、草津町国民健康保険税条例の一部改正を行うとするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第六号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第六号について、朗読と説明を申し上げます。

草津町千客万来事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。
草津町千客万来事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただき、一ページをご覧ください。

今回改正する草津町千客万来事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の告示案の記載がございます。

第一条中、冬季間スキー場における診療所経営の項目を削る内容となっております。

さらに一枚おめくりいただきまして、二ページをご覧ください。

改正理由及び要旨を申し上げます。

改正理由及び要旨。

草津温泉スキー場において、救護室の設置及び近隣病院との連携強化により、冬期診療所の経営を行っていないことから、該当箇所の削除と整理をしようとするものとなっております。

三ページ以降は新旧対照表となります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第七号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第七号について、朗読と説明を申し上げます。

草津町索道旅客運送条例の一部を改正する条例について。

草津町索道旅客運送条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただき、一ページをご覧ください。

今回改正する草津町索道旅客運送条例の一部を改正する条例の告示案が記載されております。

一ページから四ページにあります第一条から六十七条において、「白根火山ロープウェイ」の表記を「天狗山ゴンドラ」に改め、それに付随する条文の改正を行うことにより、現状の索道旅客運送において、現在の運用と整合性の取れた内容に改正するものとなっております。

おめくりいただきまして、五ページをご覧ください。

改正理由及び要旨を申し上げます。

改正理由及び要旨。

現在、草津温泉スキー場天狗山ゲレンデに建設しているパルスゴンドラ天狗について、ウィンターシーズンの開業に向けた施設の安全かつ安定的な運営並びに維持管理に資することを目的とし、条例の一部改正を行い、あわせて、現状の索道旅客運送における運用と合致した内容へ該当箇所の整理と削除を行うものとなっております。

六ページ以降は新旧対照表となります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第八号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第八号について、朗読と説明を申し上げます。

町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を改正する条例について。

町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を次のように改正する。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただき、一ページをご覧ください。

今回改正する町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を改正する条例の告示案が記載されております。

第二条中、診療所施設の項目を削除し、別表第一において、天狗山Tパラリフトの項目を削除し、天狗山ゴンドラ四百七十三メートル、クリスタル天（そら）鉄骨造り二階建て、延べ床面積二百十六平方メートルの項目を加える内容となっております。

さらにおめくりいただきまして、二ページをご覧ください。

改正理由及び要旨を申し上げます。

改正理由及び要旨。

現在、草津温泉スキー場天狗山ゲレンデ内に建設しているパルスゴンドラ天狗及びクリスタル天（そら）について、ウィンターシーズンの開業に向けた施設の安全かつ安定的な運営及び維持管理に資するための条例の一部改正を行い、あわせて救護室の設置及び近隣病院との連携強化により、冬期診療所の経営を行っていないことから、該当箇所削除と整理をしようとするものとなっております。

三ページから六ページは新旧対照表となります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第九号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第九号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第九号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第五次）。

令和五年度草津町の一般会計補正予算（第五次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四億四千四百十二万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六十一億一千五百十四万六千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳

出予算補正」による。

第二条、地方自治法第二百十三條第一項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

第三条、地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページの第一表歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。
表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、十五款国庫支出金九千三百四十三万七千円の増額。

十八款寄附金二億十萬円の増額。

十九款繰入金一億四千六十五万九千円の増額。

二十款繰越金五百六十八万八千円の増額。

二十一款諸収入六十四萬円の増額。

二十二款町債三百六十萬円の増額。

下段、二ページ、歳出について申し上げます。

一款議会費三百五十九万七千円の増額。

二款総務費二億二千六百二十八万六千円の増額。

三款民生費一億四千九十二万五千円の増額。

四款衛生費一千百四十九万三千円の増額。

六款農林水産業費三十二万八千円の増額。

七款商工費三千七百五十三万六千円の増額。

八款土木費一千六百七十四万三千円の増額。

九款消防費二百三十六万一千円の増額。

おめくりいただきまして、三ページをお願いいたします。

十款教育費四百二十九万四千円の増額。

十二款予備費四十三万九千円の減額。

以上、歳入歳出それぞれに四億四千四百十二万四千円を増額し、歳入歳出それぞれを六十一億一千五百十四万六千円にしようとするものでございます。

続いて、下段の四ページにて、繰越明許費の説明を申し上げます。

第二表繰越明許費、二款総務費、三項戸籍住民基本台帳費において、戸籍住民基本台帳費事務費四百三十五万六千円、戸籍総合システム管理事業四百六万一千円のそれぞれを繰越明許したいとするものでございます。

さらにおめくりいただきまして、五ページをお願いいたします。

第三表地方債補正の変更でございます。

起債の目的、限度額の補正について説明申し上げます。

温泉門建設関連事業一億一千百六十万円の限度額について、事業の確定に伴いまして、一億一千五百二十万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法について、変更はございません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案第十号、住民課長、説明願います。

〔住民課長　堀田高史君　登壇〕

○住民課長（堀田高史君）　それでは、議案第十号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

議案第十号 令和五年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第一次）。

令和五年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百五十万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七億九千七百七十三万三千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、第一表歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、五款県支出金で二百十万円を増額。

八款繰入金で百四万六千円を増額。

下段の二ページの歳出でございますが、一款総務費で百三十六万四千円を増額。

二款保険給付費で二百十万円を増額。

八款諸支出金で四万二千円を増額。

歳入歳出それぞれ三百五十万六千円を増額し、補正後の予算総額を七億九千七百七十三万三千円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

すみません、先ほど第一表歳入歳出予算補正の中で、歳入の欄、八款繰入金で百四万六千円と申し上げてしまいましたが、百四十万六千円の訂正でございます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十一号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第十一号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第十一号 令和五年度草津町介護保険特別会計補正予算（第二次）。

令和五年度草津町介護保険特別会計補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千四百九十七万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六億二千六百四十八万九千円とする。

二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページ、第一表歳入歳出予算補正にて説明をさせていただきます。

初めに、歳入です。

第三款国庫支出金五十四万円の減額。

四款支払基金交付金三百二十九万五千円の増額。

五款県支出金四百八十一万二千円の増額。

七款繰入金一千七百十八万九千円の増額。

八款繰越金九百七十八万六千円の減額です。

続きまして、下がりまして、二ページの歳出です。

第一款総務費二十五万七千円の増額。

二款保険給付費一千二百二十万五千円の増額。

四款地域支援事業費二十六万六千円の増額。

七款諸支出金二百二十四万二千円の増額で、歳入歳出それぞれ一千四百九十七万円を増額し、補正後の予算総額を六億二

千六百四十八万九千円とするものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案第十二号、住民課長、説明願います。

〔住民課長　堀田高史君　登壇〕

○住民課長（堀田高史君）　それでは、議案第十二号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

議案第十二号　令和五年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一次）。

令和五年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千二百五十八万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億四千五百六十一万一千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、第一表歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、五款繰越金で八百六十七万三千円の増額。

六款諸収入で三百九十万七千円の増額。

二ページの歳出でございますが、四款諸支出金で三百九十万七千円。

五款予備費で八百六十七万三千円の増額。

歳入歳出それぞれ一千二百五十八万円を増額し、補正後の予算総額を一億四千五百六十一万一千円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十三号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第十三号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第十三号 令和五年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第一次）。

第一条、令和五年度草津町公共下水道事業特別会計の補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

第二条、令和五年度草津町公共下水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第一款公共下水道事業収益で三千二百五十四万円を増額し、総額を二億九千三百七十四万五千円に、支出で第一款公共下水道事業費用八百六万七千円を増額し、総額を二億五千七百三十万一千円にしようとするものです。

収益から費用を差し引くと、三千六百四十四万四千円を見込んでいます。

第三条、予算第四条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額六千四百五十八万四千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額三千三百六十五万四千円、現年度分損益勘定留保資金三千九十三万円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入の補正はございません。

資本的支出。

第一款公共下水道事業資本的支出で八十五万円を増額し、総額を七億七千六百五十三万五千円にしようとするものです。

第四条、予算第六条に定めた経費の金額を次のように改める。

一、職員給与費四百六十四万八千円を増額し、一千七百六十五万七千円にしようとするものです。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十四号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第十四号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第十四号 令和五年度草津町水道事業会計補正予算（第一次）。

第一条、令和五年度草津町水道事業会計の補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

第二条、令和五年度草津町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で第一款水道事業収益三百四十三万六千円を増額し、総額を二億五千二百三十三万一千円に、支出で第一款水道事業費用三百万一千円を増額し、総額を二億一千二十三万五千円にしようとするものです。

収益から費用を差し引くと、四千二百九万六千円を見込んでいます。

第三条、予算第五条に定めた経費の金額を次のように改める。

一、職員給与費九十三万九千円を増額し、四千八百二十四万二千円にしようとするものです。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十五号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十五号について、朗読と説明を申し上げます。

議案第十五号 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第三次）。

第一条、令和五年度草津町温泉温水供給事業会計の補正予算（第三次）は、次に定めるところによる。

第二条、令和五年度草津町温泉温水供給事業業会計予算第三条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第一款温泉温水供給事業収益九百万円を増額し、四億九千六百六十六万円としようとするものです。

次に、支出です。第一款温泉温水供給事業費用八百九十六万円を増額し、四億八千五百二十万円としようとするものです。一枚おめくりください。

第三条、予算第四条本文括弧書きを「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する七億七千三百四十万四千円は、消費税及び消費税資本的収支調整額六千九百二十五万八千円、過年度分損益勘定留保資金二億六百三十万八千円、現年度分損益勘定留保資金一億六千四百七十八万円、建設改良積立金三億三千三百五万八千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第一款資本的収入四千三百四十五万円を増額し、五千九百九十四万円としようとするものです。

第四条、予算第五条に定めた経費の金額を次のように改める。

(一) 職員給与費二百七十五万四千円を減額し、六千九百六十七万二千円としようとするものです。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） それでは、ここで休憩いたします。

再開は十一時十五分とします。よろしく願います。

休 憩 午前十一時二分

再 開 午前十一時十四分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

最初に、議案第十六号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第十六号について、朗読と説明を申し上げます。

令和五年度草津町千客万来事業会計補正予算（第二次）になります。

第一条、令和五年度草津町千客万来事業会計の補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第二条、令和五年度草津町千客万来事業会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の項目で、第一款千客万来事業費用補正予定額九十三万五千円を増額し、計一億八千五百八十三万八千円とする。

第三条、予算第四条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額三億五千七百十万九千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額六千四百二十二万五千円、及び過年度損益勘定留保資金二億九千二百八十八万四千円で補填するものとする。）」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の項目で、第一款資本的支出補正予定額一千四百万円を増額し、計十億六千六百三十六万円とする。

おめくりいただき、二ページをご覧ください。

第四条、予算第六条に定めた経費の金額を次のように改める。

一、職員給与費補正予定額九十三万五千円を増額し、計一千四百二十一万八千円とする。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

説明は以上となります。

慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十七号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第十七号について、朗読と説明を申し上げます。

議案第十七号 工事請負契約事項の変更について。

令和五年五月八日議決、同日契約締結の令和五年度社会資本整備総合交付金事業草津温泉門建設工事請負契約事項の一部を、次のとおり変更し契約したいので議会の議決を求める。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただき、一ページをご覧ください。

一、契約の対象、これにつきましては、変更はございません。社会資本整備総合交付金事業草津温泉門建設工事となります。

二、契約金額、変更前、一億一千九百九十万円、うち消費税額一千九百九十万円、変更後、一億四千二百四十九万四千円、うち消費税額一千二百九十五万四千円。

三、契約の相手方、これについては変更ございません。

四、契約の方法、変更前、指名競争入札、変更後、指名競争入札、設計変更に伴う契約の変更となっております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十八号、土木課長、説明願います。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） 議案第十八号でございます。

工事請負契約事項の変更について。

令和五年一月三十日議決、同日締結の令和四年度立体交差機械設備工事請負契約事項の一部を、次のとおり変更し契約したいので議会の議決を求める。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、一ページに変更内容が記載されておりますので、朗読いたします。

一、契約の対象は、変更ございません。

二、契約金額ですが、変更前が一億七千八百二十万円、うち消費税額一千六百二十万円、変更後が一億九千六十七万四千円、うち消費税額一千七百三十三万四千円。

三、契約の相手方は、変更ございません。

四、契約の方法ですが、設計変更に伴う契約の変更となります。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十九号、土木課長、説明願います。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） 議案第十九号でございます。

工事請負契約事項の変更について。

令和五年五月八日議決、同日締結の令和五年度社会資本整備総合交付金事業中央通り整備工事請負契約事項の一部を、次のとおり変更し契約したので議会の議決を求める。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、一ページに変更内容が記載されておりますので、朗読いたします。

一、契約の対象は、変更ございません。

二、契約金額ですが、変更前が六千二百三十七万円、うち消費税額五百六十七万円、変更後が七千七百二十二万円、うち消費税額七百万二千円。

三、契約の相手方は、変更ございません。

四、契約の方法ですが、設計変更に伴う契約の変更となります。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第二十号について、朗読と説明を申し上げます。

議案第二十号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第四条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするものであり、第十三条第一項の規定により議会の議決を求める。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。東京都港区港南二丁目一六番五号、楽天信託株式会社、代表取締役、柴垣宏行。業種、ホテル。源泉名、万代。浴槽面積五・〇四平方メートル。給湯量、毎分十五リットル。施設名ですが、（仮称）RSV草津となります。

一枚おめくりいただきますと、参考資料として温泉引用調査報告書が添付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二十一号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第二十一号について、朗読と説明をさせていただきます。

温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第九条第二項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第十三条第三項の規定により議会の議決を求める。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

新・旧申請者の住所と氏名になります。新、草津町大字草津二二六番地五、株式会社アイビーサポート、代表取締役、黒岩達雄。旧、東京都千代田区内神田一丁目一六番一三号、大和会館株式会社、代表取締役、高棕喜幸。業種、寮。源泉名、万代。浴槽面積ですが、三・五五平方メートル。給湯量、毎分十リットル。施設名ですが、アイビー草津寮となっております。

一枚おめくりいただきますと、参考資料として温泉引用調査報告書が添付してございます。ご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続いて、議案第二十二号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第二十二号について、朗読と説明を申し上げます。

議案第二十二号 温泉引用増量許可について。

草津町温泉使用条例第十二条の規定により、次のとおり温泉引用の増量を許可しようとするものであり、第十三条第四項の規定により議会の議決を求める。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。草津町大字草津七四七、株式会社ニューコーポレーション、代表取締役、小林恵生。業種、旅館。源泉名、湯畑。浴槽面積ですが、三十六・〇〇平方メートル、うち増加面積が三十二・七七平方メートル。許可湯量です、毎分八十リットル。増加湯量が、うち七十一リットルとなります。施設名ですが、（仮称）湯畑泉水、申請理由は浴槽新設のためとなります。

一枚おめくりいただきますと、参考資料として温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただければと思います。

以上、ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十三号、議会事務局長、説明願います。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、議案第二十三号について、朗読と説明を申し上げます。

議案第二十三号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について。

地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、別紙のとおり関係町村において協議の上、規約を変更することについて、同法第二百九十条の規定により議会の議決を求める。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回の協議しようとする協議書となっております。

さらにおめくりいただき、二ページをご覧ください。

提案理由について説明を申し上げます。

提案理由。

吾妻環境施設組合規約第三条において、本組合が共同処理する事務を、「ごみ処理施設及びその付帯施設の施設に関する事務」としているところですが、ごみ処理施設設置後も継続して施設の管理及び運営を行い、運営主体が明確となるよう、必要な改正を行うものとなっております。

三ページには新旧対照表となっております。

ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二十四号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第二十四号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第二十四号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を草津町における人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）第六条第三項の規定により議会の意見を求める。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

人権擁護委員さんにつきましては、三人の方に就任をしていただいておりますが、うち一名が今年度末に任期満了を迎えることから、法務大臣に対する人権擁護委員の候補者の推薦に当たりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする方につきましては、人事案件のため、後ほど町長よりご提案をいただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二十五号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第二十五号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第二十五号 訴訟の提起について。

建物収去、土地明渡し等の請求に関し、別紙のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により議会の議決を求める。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページからの資料に沿って説明をいたします。

事件名は、建物収去、土地明渡し等の請求であります。

二として、当事者は原告、草津町、被告は吾妻郡在住のA氏、長野県上田市B氏、高崎市C氏の三名でございます。

おめくりいただきまして、二ページをお願いいたします。

対象物件は、大字草津地内の土地、地目は宅地の四筆、地積の合計九十四・二五平方メートルの土地上の建物でございます。

四として、請求の要旨でございます。相手方に対し、対象物件に係る建物の収去及び土地の明渡しを求めるとともに、本件土地の明渡しが完了するまでの間、土地所有権の使用収益を妨げる権限のない本件土地を占有しているという不法行為に基づく損害賠償請求権により借地料相当額として、連帯して年額十七万六千六百四十円の金員の支払いを求めるものでございます。

五として、裁判所名は、前橋地方裁判所となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、議案に係る説明を終了いたします。

◎議案第二十四号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第二十四号は人事案件です。議案の付託に先立ち、本日審議したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第二十四号については、本日審議することに決定いたしました。

議案第二十四号 人権擁護委員候補者の推薦について、町長から氏名について提案を願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、人権擁護委員の候補者について、議会に提案をいたします。

住所、草津町大字草津八四番地の二、氏名、荒木彰彦さんであります。

今回同意をいただきますと、三期目ということになるわけでありますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑をお願いします。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十四号 人権擁護委員候補者の推薦については、ただいま町長から提案のありました荒木彰彦氏を推薦することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり推薦することに決定をいたします。

◎議案第一号、議案第二十三号・議案第二十五号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、お諮りします。議案第一号から議案第二十三号、議案第二十五号について、お手元に配付の別紙付託案のとおり担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

◎報告第一号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第一号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について報告願います。

総務課長、報告願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第一号について説明を申し上げます。

報告第一号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について。

草津町が出資している次の第三セクター等の会社に関する決算について報告する。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

記といたしまして、吾妻広域町村圏振興整備組合（一般会計・中之条病院事業）、西吾妻福祉病院組合（病院事業会計）、西吾妻衛生施設組合（一般会計）、吾妻環境施設組合（一般会計）、以上の四組合より決算書が提出されておりますので、配付をもって報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） なお、決算書が配付されております。内容をご覧の上、質問、要望等ありましたら、直接担当の課長までお願いをいたします。

◎報告第二号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第二号 温泉引用者名義書き換えについて報告願います。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第二号について、朗読と説明をさせていただきます。

報告第二号 温泉引用者名義書き換えについて。

草津町温泉使用条例第九条第三項の規定により、次のとおり温泉引用者の名義書換えをしたので、第十条第二項の規定により報告する。

令和五年十二月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

事由、相続。新・旧申請者の住所です。草津町大字草津一八九番地一、森田知明、旧、草津町大字草津一八九番地一、森田英治。業種ですが、旅館。源泉名、湯畑。浴槽面積八・三八平方メートル。給湯量、毎分二十五リットル。施設名は、いで湯荘となっております。

以上、報告とさせていただきます。

◎請願・陳情書上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、請願及び陳情書の上程をいたします。

別紙請願及び陳情書等文書表について、受理番号、件名、陳情者名、付託委員会のみ朗読を願います。

議会事務局長。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、令和五年第七回草津町議会定例会請願及び陳情等文書表、新規分でございます。

受理番号、陳情七、件名、国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情。請願陳情者等の氏名、群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長、出浦匠人。付託委員会、民教土木常任委員会。

陳情八、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情。小坪慎也。民教土木常任委員会。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。ただいま朗読した請願及び陳情等文書表のとおり、担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり担当委員会に付託することに決定いたしました。

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。十一月二十八日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会

午前十一時三十八分

第
二
日

十
二
月

八
日

(金曜日)

本
会
議

令和五年第七回草津町議会定例会議事日程（第二号）

令和五年十二月八日（金曜日）午前十時開議

- | | |
|-----|---|
| 第一 | 開 議 |
| 第二 | 議事日程の報告 |
| 第三 | 付託議案にかかる委員長報告
総務観光・民教土木常任委員長
議会運営委員長
温泉温水対策特別委員長 |
| 第四 | 議案第一号 質疑・討論・採決 |
| 第五 | 議案第二号 質疑・討論・採決 |
| 第六 | 議案第三号 質疑・討論・採決 |
| 第七 | 議案第四号 質疑・討論・採決 |
| 第八 | 議案第五号 質疑・討論・採決 |
| 第九 | 議案第六号から議案第八号 質疑・討論・採決 |
| 第十 | 議案第九号 質疑・討論・採決 |
| 第十一 | 議案第十号から議案第十二号 質疑・討論・採決 |
| 第十二 | 議案第十三号及び議案第十四号 質疑・討論・採決 |
| 第十三 | 議案第十五号 質疑・討論・採決 |

第十四 議案第十六号 質疑・討論・採決

第十五 議案第十七号から議案第十九号 質疑・討論・採決

第十六 議案第二十号から議案第二十二号 質疑・討論・採決

第十七 議案第二十三号 質疑・討論・採決

第十八 議案第二十五号 質疑・討論・採決

第十九 陳情書にかかる委員長報告

民教土木常任委員長

第二十 議員派遣の件

第二十一 付託議案外にかかる委員長報告

総務観光・民教土木常任委員長

議会運営委員長

温泉温水対策特別委員長

第二十二 一般質問

第二十三 閉 議

第二十四 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（十一名）

欠席議員（なし）

一 番	直 井
三 番	有 坂
五 番	安 井
七 番	金 丸
九 番	湯 本
十 番	宮 崎
十一 番	謹 一
	君

二 番	安 齋
四 番	市 川
六 番	小 林
八 番	上 坂
十 番	黒 岩
	卓
	君

説明のため出席した者

町 長	黒 岩
教 育 長	富 澤
企 画 創 造 課 長	田 中
住 民 課 長	堀 田
健 康 推 進 課 長	和 田
土 木 課 長	川 島
会 計 管 理 者	一 場
こ ど も み ら い 課 長	高 井
教 育 委 員 会 事 務 局 長	白 鳥
福 祉 課 課 長 補 佐	越 前 谷
総 務 課 主 査	清 水
	聡 之 君

副 町 長	福 田
総 務 課 長	石 坂
税 務 課 長	熊 川
観 光 課 長	宮 崎
福 祉 課 長	中 澤
生 活 環 境 課 長	宮 崎
上 下 水 道 課 長	岡 田
温 泉 課 長	関 田
ベ ル ッ こ ど も 園 長	橋 爪
総 務 課 係 長	中 山
総 務 課 主 任	田 中
	芙 由 美 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

萩 原 健 司

議

会

書

記

新

田

美

幸

開 議 午前十時

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十三条の規定によりまして定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程のとおりです。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 付託議案にかかる委員長報告の前に、当局から議案書の訂正について申出がありましたので、説明を願います。

温泉課長。

○温泉課長（関 亘君） 大変申し訳ありません。議案第十五号 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第三次）について訂正をお願いいたします。

五ページをお願いいたします。

支出一款温泉温水供給事業費用、一項営業費用、三目総係費、十一節備用品費の計をご覧ください。三十六万六千円とございますが、百五十四万円の訂正をお願いいたします。

その下の十四節印刷製本費、百四十万七千円とございますが、五十三万三千円の訂正をお願いいたします。

今後、十分に気をつけたいと思いますので、よろしくお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長（宮崎謹一君）　ただいま当局より議案に係る訂正がございました。訂正につきましては何回かありましたと思いますが大変当局の皆さんとしてもお忙しい中、議案をつくっているということで大変ご苦労だと思いますが、今後、議案の訂正のないように慎重に提出していただければと思います。よろしく願います。

続いて、付託議案に係る委員長報告を願います。

初めに、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長　黒岩　卓君　登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩　卓君）　おはようございます。

それでは、総務観光常任委員会の委員長報告をいたします。

令和五年第七回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして慎重審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第一号　草津町条例の横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例の制定について。

本議案は、公用文の作成に関して横書きにする旨の通達が内閣府や文化庁から都道府県及び市町村になされてきた経緯を踏まえ、公用文の執務能率の増進を図ることを目的に、草津町における条例等について、従来の縦書き様式から横書きに改正するための条例を制定しようとするものであります。

委員からは、今後の議案書の様式についての確認などについて質問があり、当局から説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第四号　草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

本議案は、国による人事院勧告及び群馬県による人事委員会の勧告によって、国家公務員等の給与水準の改定が行われることに伴い、町職員及び会計年度任用職員等について、この勧告に準じた給与水準の改定を行い、特別給の支給月数の見直

しについての改正を行うものであります。

委員からは、今回の改正による人件費の増額に係る総額などについて質問がなされ、当局から所要経費の説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第六号 草津町千客万来事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、草津温泉スキー場において近隣病院との連携強化に伴い、「冬期診療所」の削除と整理を行うための条例改正であります。

委員からは、救護室は応急処置を行うためのものなのかという質問があり、当局からは、診療所として開設していたときは医師が常駐していたので治療も行ったが、現在は救護室となつていたので、パトロール隊員や職員による応急処置を行い、緊急の場合は救急搬送することになっているとの説明がありました。

また、当局から、現在においてパトロール隊員に対する研修体制などについては万全を期していると説明がありましたが、委員としては、応急処置に携わる研修や研鑽については強化してほしいと要望いたしました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第七号 草津町索道旅客運送条例の一部を改正する条例について。

本議案は、草津温泉スキー場の天狗山に建設した「パルスゴンドラ天狗」におけるその開業に向けた運営、並びに維持管理に関することを目的とした条例の一部改正を行うものです。併せて、「白根火山ロープウェイ」廃止による現行の索道旅客運送における運用の整理と削除を行うものであります。

委員からは、リフト券の発行券種についての質問があり、当局から販売されている券種について詳細な説明がありました。また、本白根山噴火前後のシーズン券の売上げ状況やスキー場の外国人の利用率についての質問もなされ、当局からは、売上データ等の説明がされました。

当委員会といたしましたは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第八号 町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を改正する条例について。

本議案は、草津温泉スキー場に新設されるパルスゴンドラ天狗並びにクリスタル天（そら）の設置に伴う当該施設の名称・位置を条例に加え、廃止する診療所、並びに撤去とした天狗山Tパラリフト及び天狗山展望ハウスの名称・位置の削除を行うものであります。

委員からは、石楠花ロッジの利用状況や、廃止となった白根火山ロープウェイ施設の撤去状況地についての質問があり、当局からは、石楠花ロッジ施設の現況や利用状況等の説明がなされ、また白根火山ロープウェイの施設の撤去状況については、今年度までの実施状況と今後の撤去状況についての説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第九号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第五次）（担当項目）について。

令和五年度草津町一般会計補正予算（第五次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において四億三千八十三万一千円を増額しようとするものであります。

歳入の主なものは、十五款国庫支出金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として八千五百四十万六千円を増額、温泉門事業関連の社会資本整備総合交付金として百四十五万七千円の増額。

十八款寄附金では、ふるさと納税寄附金において二億円の増額。

十九款繰入金において、財政調整基金からの繰入金として一億円の増額、草津よいとこ元気基金では三千四百六十八万円の増額。

二十款繰越金では、決算認定に伴い五百六十八万八千円の増額をするものであります。

歳出では、当委員会の担当項目として、二億七千二十八万九千円を増額しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一款議会事務局費において、議会議員の手当や職員人件費について人事院勧告に準じ、

三百五十九万七千の増額。

二款総務費のうち一般管理費においては人件費の減額補正のほか、ふるさと納税事業費において草津よいとこ元気基金への積立てとして二億円の増額、収納手数料などで二千二百八十万円の増額。

七款商工費のうち商業振興費において、くさつ温泉感謝券精算分として三千四百六十万円の増額、八款土木費では都市計画総務費において観光施設の照明やライブカメラの修繕費で三百四万円の増額。

九款消防費では、吾妻広域消防費の人件費の増額のため、二百三十六万円の負担金の増額となっています。

委員からは、ふるさと納税の伸び率についての質問があったほか、くさつ温泉感謝券の精算に係る状況などについて質問がなされました。

そのほか、ライブカメラの修繕に係る状況やビクターセンターの取壊しに係る内容などについて活発な意見が出されました。

当局からは、それぞれ詳細な説明がなされ、特にくさつ温泉感謝券の使用状況に係る換金率については良好な状況である旨の回答があり、さらにふるさと納税の十一月中における寄附状況の伸びが順調であることについて、資料を用いて説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十六号 草津町千客万来事業会計補正予算（第二次）。

本議案は、収益的収入及び支出の支出項目、一款千客万来事業費用、一項営業費用において、人件費の補正で九十三万五千円を増額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出の支出項目では、天狗山レストハウス建替えに伴う基本設計費として一千四百万円の増額となっています。

当局からは、天狗山レストハウスの建替えに至った経緯と設計や工事スケジュール等の補足説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十七号 工事請負契約の変更について。

本議案は、令和五年度社会資本整備総合交付金事業草津温泉門建設工事において、変更契約の締結の承認を求めるものです。

変更内容の主なものは、契約当初にデザイン構造が確定していなかった門の制作設置に関する増工、湯滝・足湯の耐酸仕様の変更、木製案内板等の追加等の工事費用の増加によるものとなっています。

委員からは、温泉門の看板の変更や足湯のオーバーフロー対策についての質問がなされ、当局からは、看板の不具合の解消や足湯のオーバーフローについての対策は、既に手配や湯量の調整を行い、進めているとの説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二十五号 訴訟の提起について。

本議案は、草津町が所有する土地上の建物について、賃貸借契約を結んでいた相手が死亡したのち、贈与を受けた親族が町との本件建物所有権の処遇に関する協議を行うことなく、第三者にその権利を譲渡しているということが判明したことに起因する案件であります。

町当局からの説明では、相手方に対して本件借地権の無断譲渡であることを指摘したが進展しない上に、本件建物の改修工事を行い、飲食店を開店させ営業を開始したことが把握されたため、今回、対象物件に係る建物の収去及び土地の明渡しを求めるとともに、この件が解決するまでの間の借地料相当額を連帯して支払うよう、前橋地方裁判所に訴えの提起を行いたいとするものであります。

町長からは、民法や他の法律からの補足説明があり、こうした提起をすることは本意ではないが、行政の立場として現状と今後を考えた際に所要の手段を取らざるを得ない旨の説明がありました。

委員からは、この経緯に至る間の賃借料の納入状況に係る質問があったほか、行政としては本件の措置について手順とし

て進めていかざるを得ないだろう等の意見がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に関する総務観光常任委員会の委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 続きまして、民協土木常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

令和五年第七回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託された議案につきまして、慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第三号 草津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案につきましては、国において法律改正が行われ、併せて参考条例が示されたため、当該条例においても法改正等に対応した内容にしようとするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第五号 草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案につきましては、主な内容として、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正により、こども・子育て支援の拡充策の一環として、産前産後の期間における国民健康保険税を免除し、負担軽減を図ることを目的に、当該条例の一部の改正を行うものであります。

委員からは、課税内容等についての質問がありました。当局からは、改正に至る経緯や課税内容についての丁寧な説明がありました。

また、以前条例改正を行ったもののうち課税事務に影響はなかったが、条例改正の手続に欠落があり、その部分の一部改

正を遡及したい旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第九号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第五次）（担当項目）でございます。

令和五年度草津町一般会計補正予算（第五次）のうち、当委員会の担当項目については、歳入において一千三百二十九万三千円を増額しようとするものであり、主な内容といたしましては、十五款国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金として六百四十三万九千円の増額、十九款繰入金では、介護保険特別会計繰入金として二百七万二千円の増額、後期高齢者医療特別会計繰入金として三百九十万七千円の増額。

次に、歳出における担当項目として、一億七千三百八十三万五千円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、それぞれの各款補正予算のうち給与改正に伴う人件費のほかに二款総務費では、戸籍住民基本台帳費において戸籍システム等の改修委託料として三百八十四万六千円の増額。

三款民生費では、社会福祉総務費において、新型ウィルス感染対応地方創生臨時交付金を財源とした価格高騰重点支援として実施する非課税世帯を対象とした給付金の追加交付事業として六千九百四十万七千円の増額、第六回草津町くらし応援商品券事業として六千九百七十七万七千円の増額、障害者自立支援事業について、前年度の事業実績確定に伴う国・県への償還金として四百四十七万六千円の増額、介護保険特別会計繰出金で二百四万九千円の増額。

四款衛生費では、清掃総務費の委託料において一般廃棄物収集運搬処理処分委託として焼却残渣、不燃ごみ、資源ごみの搬出量増加分として八百万円の増額。

八款土木費では、土木総務費において立体交差機械設備工事の変更として六百万円の増額、道路橋梁維持費において道路除雪車両リース代として百十八万円の増額、道路新設改良費において町道尼ヶ崎線八号線舗装補修工事として二百十四万五千円の増額となっております。

委員からは、第六回くらし応援商品券事業についての申請開始時期や使用時期、周知方法などについての質問がありました。

た。

当局からは、商品券の配布開始は年内に、事業期間については年度内に設定したいこと、また換金の期間や周知方法については今後検討する旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十号 令和五年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第一次）であります。

本特別会計の補正予算につきましては、歳入歳出ともに三百五十万六千円を増額し、予算の総額を七億九千七百七十三万三千円とするものであります。

歳入においては、県支出金で保険給付費交付金として二百十万円の増額、繰入金では国保財政調整基金繰入金として百四十万六千円の増額となっております。

歳出においては、賦課徴収費で賦課徴収システムの改修委託料として百十万円の増額、一般被保険者高額療養費で、その所要額として二百万円の増額となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

次に、議案第十一号 令和五年度草津町介護保険特別会計補正予算（第二次）についてであります。

本特別会計の補正予算につきましては、歳入歳出ともに一千四百九十七万円を増額し、予算の総額を六億二千六百四十八万九千円とするものでございます。

歳入においては、歳出補正予算に伴う財源変更として、支払基金交付金で三百二十九万五千円の増額、県支出金で四百八十一万二千円の増額、繰入金で介護給付費準備基金繰入金として一千五百十四万一千円の増額となっております。

歳出においては、保険給付費で居宅介護サービス費として一千十三万六千円の増額となっております。

委員からは、保険給付費の増額理由についての質問があり、当局から、訪問介護サービスの件数増加が要因である旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十二号 令和五年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一次）であります。

本特別会計の補正予算につきましては、歳入歳出ともに一千二百五十八万円を増額し、予算の総額を一億四千五百六十一万一千円とするものであります。

歳入においては、繰越金で前年度繰越金として八百六十七万三千円の増額、諸収入で雑入として三百九十万七千円の増額となっております。

歳出においては、諸支出金で他会計繰出金として三百九十万七千円の増額、予備費として八百六十七万三千円の増額となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第十三号 令和五年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第一次）であります。

本議案の補正予算につきましては、収益的収入で三千二百五十四万円を増額し、事業収益の総額を二億九千三百七十四万九千円に、収益的支出で八百六十七万円を増額し、事業費用の総額を二億五千七百三十万一千円にしようとするものでございます。

収入では、令和五年度下水道使用料の調定実績と今後四か月の推計も含め、一千十五万五千円の増額、令和四年度消費税確定申告に伴う還付金で二千二百三十八万五千円の増額、支出では、人件費関係の増額などのほか営業外費用の企業債利息で三百四十一万六千円の増額となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十四号 令和五年度草津町水道事業会計補正予算（第一次）でございます。

本議案の補正予算につきましては、収益的収入で三百四十三万六千円を増額し、事業収益の総額を二億五千二百三十三万一千円に、収益的支出で三百万一千円を増額し、事業費用の総額を二億一千二十三万五千円にしようとするものでございます。

収入では、令和五年度水道使用料の調定実績と今後四か月の推計も含め、二百七十五万八千円の増額、前口簡水が上水道への統合となったことに伴い、前口簡易水道組合の廃止による組合費を特別利益にて受入れを行い、六十七万八千円の増額、支出では、原水及び浄水費で水源整備の作業内容に伴う土のう数量の増加や材料購入などによる備用品費及び材料費で九十七万五千円の増額、配水及び給水費では、漏水修理や道路舗装復旧などの増加による修繕費及び路面復旧費の合計で百二万五千円の増額となっております。

委員からは、水道使用料の増収理由と支出における漏水修繕費の増額要因について質問がなされ、当局からは、観光客の増加に伴い、ホテルなどの大口契約者からの水道使用料が増収につながっていること、漏水修繕費の増額については、昨年度の計画断水をきっかけに漏水の修繕を増強したことが要因となった旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第十八号 工事請負契約事項の変更についてでございます。

本議案は、令和四年度立体交差機械設備工事において、工事内容の変更に伴う契約変更について承認を求めるものであります。

変更の概要としては、支障木伐採及びのり面植生工事、電気引込み工事、交通誘導員の追加などにより、当初の契約額に一千二百四十七万四千円を追加し、変更契約額を一億九千六十七万四千円とするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第十九号 工事請負契約事項の変更についてでございます。

本議案は、令和五年度社会資本整備総合交付金事業中央通り整備工事において、工事内容の変更に伴う契約変更について承認を求めるものであります。

変更の概要としては、側溝部分の融雪工事の追加、歩道部分の張り石の素材の変更、車道部分の石畳風カッター目地の追加などにより、当初の契約額に一千四百六十五万二千元を追加し、変更契約額を七千七百二万二千元とするものであります。

当委員会といたしましたは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第二十三号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議についてでございます。

本議案は、吾妻環境施設組合規約において、本組合が共同処理をする事務を「ごみ処理施設及びその付帯施設の施設に関する事務」と規定していますが、ごみ処理施設設置後も継続して施設の管理及び運営を行うため、運営主体が明確となるよう規約の改正について協議を行おうとするものでございます。

当局からは、議案書の新旧対照表の中で文言に誤りがあったことから、訂正の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる民協土木常任委員会の委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議会運営委員長、報告願います。

〔議会運営委員長 湯本晃久君 登壇〕

○議会運営委員長（湯本晃久君） 令和五年第七回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして、十二月四日、第一委員会室におきまして、委員六名、議長、傍聴議員四名、全員出席の下、慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第二号 草津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

本議案は、人事院が本年、一般職の国家公務員の給与及び特別給について、国会及び内閣に対して勧告を行い、同様に群馬県においても県の人事委員会が人事院勧告に準じた形で勧告を行い、一般職の給与、期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることを鑑み、議会議員の期末手当の支給に関しても、この勧告に合わせて見直しを行うための条例の一部改正であります。

委員からは、改選前の議会改革特別委員会で話し合われた手当月数が以前から人事院勧告により変わっているのか、一・二倍の加算率についてはどうか、改定後の金額の差額は幾らかなどの質問がなされ、当局から、観光公社の減額措置をした

ところから、手当月数が固定になったと思われる、それ以前は一般職の人事院勧告に合わせて特別職も今回と同様に改定していた、また手当加算率はこの自治体も同じ加算率で行っていることや、改定後の差額等について説明を受けました。

当委員会としては、慎重審議の結果、承認四名、不承認一名となり、原案のとおり承認することといたしました。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長　安井尚弘君　登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君）　それでは、温泉温水対策特別委員会の委員長報告させていただきます。

開催日時は、令和五年十二月七日十時からでございます。開催場所は草津町の役場の第一委員会室で、出席委員は委員長安井尚弘、黒岩卓副委員長、上坂国由委員、安齋努委員、直井新吾委員、宮崎謹一議長、そして傍聴者は湯本晃久議員、金丸勝利議員、有坂太宏議員、小林純一議員、市川祥史議員、以上のメンバーで行われました。

それでは、令和五年第七回草津町定例議会において当委員会に付託されました議案につきまして審議をいたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

議案第十五号　草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第三次）について。

本議案は、令和五年度草津町温泉温水供給事業会計における補正予算であります。

初めに、収益的収入ですが、温水使用料で実績に伴い九百万円を増額し、収入総額を四億九千六百六十六万円にしようとするものであります。

収益的支出では、人事院勧告の改定に基づく給料、手当、報酬などの見直しによる増減のほか、温泉施設費で瑠璃の湯改修工事で九百万円の増額、委託料で産業廃棄物処理費と温泉基地ネットワーク機器導入経費で百五十二万八千円の増額、補償費では第三減圧槽高温槽タンク設置に伴う進入路の立木竹補償費で十万二千円を増額し、事業費総額を四億八千五百二十万円にしようとするものであります。

次に、資本的収入ですが、温泉給湯分担金で五件分四千二百七十九万円、温水給湯分担金で四件分六十六万円を増額し、

収入総額を五千九百九十四万円としようとするものであります。

委員からは、瑠璃の湯改修工事の増額になった内容や補償費などについて質問がなされ、当局から、瑠璃の湯の改修内容、補償費の内容について説明がございました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

次に、議案第二十号 温泉引用許可について。

本議案は、石橋建設工業株式会社代表取締役、鈴木義久氏から、楽天信託株式会社代表取締役、柴垣宏行氏への移転に伴うもので、旧所有者が給湯を開始した日から起算して連続五年以上経過していないことから、第四条の規定による新規での温泉引用許可を受けようとするもので、当該施設に引用許可がなされている万代源泉、毎分十五リットルに対しての温泉引用許可申請がなされたものであります。

委員からは、場所の確認と添付書類についての質問があり、当局より説明がなされました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第二十一号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、大和会館を所有していた大和会館株式会社代表取締役、高椋喜幸氏から、株式会社アイビーサポート代表取締役、黒岩達雄氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉、毎分十リットルに対して、温泉引用者移転許可申請がなされたものであります。

委員からは、従業員の人数や本当に寮として必要なのか質問があり、当局より、従業員数については把握していないため、今後チェックを行いたい旨、説明がありました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二十二号 温泉引用増量許可について。

本議案は、株式会社ニューコーポレーション代表取締役、小林恵生氏、湯畑泉水の当該施設に温泉引用許可がなされている湯畑源泉、毎分九リットルに対し、毎分七十一リットルの増量申請がなされたものであります。また、不足分については高度利用を予定しているとのことです。

当局からは、量にもありますが、魅力度を高めていく上で温泉は重要な資源であり、できる限りのサポートはしていきたいとの説明がありました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案にかかる委員長報告を終了いたします。

◎議案第一号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第一号について質疑を行います。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りします。議案第一号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第一号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

初めに、原案に反対の方。

湯本議員、登壇の上、発言願います。

〔九番 湯本晃久君 登壇〕

○九番（湯本晃久君） 九番、湯本晃久です。本議案に対し、反対の立場にて討論を行います。

本議案の上程に当たり、年間四・四か月の支給率を四・五か月に引き上げるといふ人事院勧告の内容を議員報酬に対しても適用していただけるとの当局の提案には感謝を申し上げます。

今回、この条例改正が上程される前の本年六月定例議会において、議員発議による改正が賛成多数により成立し、現在に至っております。その六月定例においては、私は改正に反対いたしました。その理由は、改選前の三月定例議会において、私が当時委員長を務めていた議会改革特別委員会において、次期への申し送り事項としていた一・二倍の加算を行わないという事項が発議において反映されていなかったことでした。私はそのことをお尋ねする質疑を行いました。それに対する答弁は、議案書に書かれているとおりということでした。

六月定例での発議に反対した私としましては、一・二倍加算の条項が残ったままとなっている今回の議案に対して賛成することは、前議会の議会改革特別委員会の思いに背くこととなりますので、引き続き反対の立場を取らせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 反対討論終わりました。

続いて、議案に賛成の方ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） ほかに討論はありませんね。なければ、以上で討論を終了いたします。

続いて、第二号について採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。議案第二号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（宮崎謹一君） 起立七名と認めます。

よって、議案第二号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第三号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第三号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第三号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第三号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第四号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第四号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第四号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第四号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第五号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第五号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

三番、有坂議員。

○三番（有坂太宏君） 三番、有坂です。

ちよつと質問というか確認なんですけれども、国民健康保険のこの出産に関わる条項の部分は、これが条例の説明にもあるように均等割等に減額ということなんで、これのとりの要綱ということですのでよろしいんですね。委員会のときちよつと確認しそびれたんで、再度お聞きしたいですけれども。

○議長（宮崎謹一君） 意味分かりましたか。

もう一度お願いします。

○三番（有坂太宏君） すみません、朝からちよつと鼻がおかしいもので、すみません。

委員会のときに、ちよつと詳しく聞きそびれたんですが、出産に対する減額の期間がちよつと確認しなかったので、その免除される月数をお教えいただきたいと思っています。

○議長（宮崎謹一君） 住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、有坂議員の質問にお答えします。

産前産後の期間、免除期間でございます。所得割と均等割におきまして、四か月間、多胎妊娠の場合は六か月間免除されるところという規定になってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○三番（有坂太宏君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りします。議案第五号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第五号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第六号、議案第八号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第六号から議案第八号について一括質疑を行います。

議案第六号から議案第八号について質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決につきましては個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第六号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第六号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第七号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第七号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第八号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第八号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第九号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第九号について質疑を行います。

七番、金丸議員。

○七番（金丸勝利君） 事項別明細書の十一ページの住民税非課税世帯への価格高騰重点支援給付事業、それとまた第六回の草津町くらし応援商品券事業について質問させていただきます。

この非課税世帯への七万円の給付というのは、先週の水曜日ですか、国会で決まったばかりの予算の設定だと思うんですが、草津町、町長初め行政の方々の迅速な対応に本当感謝いたします。

そんな中で、この給付事業のタイムスケジュールが今現在で分かっている部分があれば、こんな形で、いつ頃までにというような、また給付の商品券についても、それを教えていただければ。また、第六回の草津町くらし応援支援の商品券につ

きましては、本当に町長六回目ということでありがとうございます。これに当たつての町長の思いもまた教えていただければというふうに思いますので。

以上の質問です。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長、お願いします。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、金丸議員のご質問にお答えさせていただきます。

今ほどご質問のございました市町村民税非課税世帯への給付金ということですが、住民票の基準としまして、十二月一日現在ということは国から示されております。また、システム改修等も委員会でもご説明させていただきましたけれども、対象者の選定作業を進めながら、十二月中に手作業でできる部分は開始をしたいと思います。おつております。

ただ、三月三十一日、今回曜日の関係で若干ずれると思いますけれども、そこまでの間で約九百八十名の方に七万円が交付できるようにやっていきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） はい、町長。

○七番（金丸勝利君） 町長すみません。住民課長さん、タイムスケジュール、すみません。

○議長（宮崎謹一君） スケジュールね。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、金丸議員のご質問にお答えいたします。

タイムスケジュール、くらし応援商品券のタイムスケジュールということですが、申請期間予定につきましては、十二月中の配布開始予定となっております。議決をいただいてから発注手続をすることになりますので、商品券の印刷で厳しい面もありますが、十二月中に交付できるように努力しております。使用期間につきましては、発行された日から三月

三十一日まで。換金期間でございますが、令和五年度事業になりますので、四月中くらいにできるように準備をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 国からの住民税非課税世帯については、国として行う事業であります。その経費も含めて全て草津町に歳入として入ってきますけれども、それはその中で対応していくことではありますが、もう一つの質問であります。第六回草津町くらし応援商品券事業ということでもあります。これ町長の私の政策なんだと思いますけれども、五回行いまして今回六回目ということでもあります。

これは、勘違いされると国が全部出してくれるものと理解している人もいるかもしれませんが、違いまして、今回の六回目が千六百万円国が出していただけますが、そこに四千五百万、四千六百万で足して、その事業費として行うものであります。そして、この千六百万が十一月の段階からあったんですけれども、国が報酬を決めてこないんですね。そういう事業あるというアナウンスはというか、情報はあったんですけれども、正式にそれを確定してこなかったんです。ですから、動きようがなかったと。それで、決まった後に私としては、その千六百万円国からいただけるんですけれども、それを五回目の穴埋めに入れることも可能なんです。やはり今、物価が上がっていますし、町民の皆様の応援するという中で何とか財政改革をしてきましたから四千五、六百万のものをそこに足して六回目を行いたいということでもあります。

ほかでもこの事業、市町村でやっていると思いますが、意外と細かく刻んで、国から頂ける金額だけを出す、つまり三千円を給付するとか五千円を給付するとかというのがあるんですが、草津町は毎回一万円という金額を給付しているということでございます。

議会の皆様の意見を聞きながら判断したわけでございますが、皆さんの要望も大変強かったということで、正式にここに予算化をしたということでもあります。

しかしながら、議会の議決を取らないうちに商品券の印刷を発注するわけにはいきません。これをやれば、予算がないのに何やったってまた怒られますから、それなので議決をもらい次第、今日で議決もらえれば直ちに券の印刷に移りますけれども、年末で忙しいという中、それが予定どおりできるかどうか、業者に対して強く申入れしますけれども、その辺は頑張ってみますけれども、なるだけ年内に給付できるように、そして五年度事業ですので、国家として金も出してきますから千六百万、そうするとやはり三月末までにそれを事業を完結させなければならないということで、そういうふうには、まずご理解をしていただきたいと思います。使える期間が三か月ぐらいということになりますけれども、町民の皆様には決定したら回覧板と新聞折込みと両方で広報して、せっかくやる事業ですからご理解して皆さんが使っていただけるように全力で取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○七番（金丸勝利君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですね。

ほかに。

八番、上坂議員。

○八番（上坂国由君） ありがとうございます。すみません。

六ページ歳入のほうなんです、ふるさと基金だと思っておりますが、ふるさと基金についてお尋ねいたします。

本年度、先ほど委員長報告でも、ふるさと納税の合計額を教えてほしいということも説明があったことなんです、本年度における草津町のふるさと納税の基金総計額というのが予測ができれば、その金額を約でよろしいので教えていただきたい。

これって、ふるさと納税に係ることというのは町の魅力度につながっているというふうに私は存じています。なので、町長の思いも含めて、あと使用目的等も、もし分かれば、一番多いものでは分かれば教えていただきたいと思います。お願い

いたします。

○議長（宮崎謹一君）　じゃ、初めに観光課長、答弁願います。

〔観光課長　宮崎健司君　登壇〕

○観光課長（宮崎健司君）　上坂議員の質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の寄附金に関して、伸び率については町長もおっしゃったとおり、かなりの率で伸びております。今回、二億円を増額をして八億円にしたというところなんですが、四月から八月の平均算定で一〇五％程度で推移をしてございました。九月分につきましては、駆け込み納税ということで、草津町は変更はなかったんですが、他の町村で変更があるというところで間違つて変更された方という方が約一億二千万円ほどなっているので、その分は除いて一〇五％で想定をして予算額として二億円を増額して八億円とさせていただきます。

ただ、現状十一月分につきましては、現在皆さんにお配りした資料によりますと、一五〇％と高い数字は示しているんですけども、これほどではないんですが、最低でも八億は超えるような見込みということで予算計上はさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君）　続いて、町長お願いします。

〔町長　黒岩信忠君　登壇〕

○町長（黒岩信忠君）　数字につきましては、今、課長のほうから答弁ありましたが、令和四年度が七億六千万円でした。そして、そのうちの五％を皆さんで了解を取ってウクライナに復興支援、人道支援ということで日本赤十字社を通じて送りしました。三千八百万ほどウクライナに送ったわけでありますけれども、日本でもそういう仕組みをつくったのは、ほかにないと思いますけれども、誇りに私は思っております。今年はそのウクライナのほうの送金というのはありませんので、大変手元に残るお金が多くなってくると思います。

九月に駆け込みで、すごく増えたんですね。その理由というのが、国がふるさと納税の制度を変えてきました。返礼品に

関わる制度が五割を超えてはならないという厳しいお達しです。そうしますと何が起きるかという点、返礼品が三割返したとする。そして、いろいろなサイトの手数料は大体一割ぐらいにかかって、それから郵送費をかなりほかのふるさと納税はかけているんだと思いますけれども、そうすると五割を超えていく可能性が非常に高いんですね。そうしますとどういうことになるかというと、三割返しをできない事情が出てくるんですね。つまり、ほかに経費がかかり過ぎて国として五割で納めなさいとなると、結局は納税者に対しての三割、今まで当たり前に返していたのが返せなくなると。ということで、九月に非常に大きな駆け込みの寄附がありました。草津町は本当に効率がいいです。要するに券を、感謝券を刷って送ればいいことで経費がほとんどかからない。四一、二％の経費で草津町は済んでいるということなんです。圧倒して効率がいいということです、今推移しております。

そして、もう一つの質問の中で、ふるさと納税は一つの町が開発が進んでいくと、どんどん増えていくんですね。その魅力度が増えて増えているというような感じも受けます。極端な言い方すれば、私が町長になって十四年、湯畑の整備、西の河原の整備、地蔵の整備、そして今、温泉門の整備、天狗山の整備、ほかにもいろいろありますけれども、こういうものを仮にしてなかったとしたら、今ほどのふるさと納税が集まったか。ノーだと。それは入り込みにも大きく連動してくると思います。

そういう意味で、このふるさと納税というのは大変ありがたい話でありますので、ただしこの法律を総務省がどういうふうに考えているか。将来に向けては、その寄附金が基準財政収入額の中に入れなさいというルールに変わること何かニュースで聞いたことがありますけれども、そうすると、それが集めたものは今までは別途、町が使えたんですけれども、それを収入の中に入れなさいということになってきますと、ほかの町村、市町村も大きく方針が変わってくると思います。これは分からないです、国が定めますから。

しかしながら、そうあったとしても、私が計算した限りでは全く草津町が留保するものがゼロになるかって、そういうことではない。何よりも私が進めているのは、町民経済を豊かにするためにこのふるさと納税も進めているというふうにご理

解をしていただきたいと思います。

今の旅館組合長と一度、前話したんですけれども、集まった金額の三倍の経済効果をもたらすだろうと。それだけじゃなくて、そのものを持って草津に来て、結果としてほかにも使って、その草津町の経済を循環させてくれる。そして、私が何度も前にも言いましたが、総務省とバトルやったときに、これが地方創生の原点だと。ほかのふるさと納税は、そこから送って、それで完結してしまう。しかし、我が町の場合は感謝券を送って、それを持って草津町にお越しをいただく。これこそが地方創生の最たるものだとということで総務省に説明したら、草津のやり方を当時は否定しましたけれども、理解をしていただき、それを認めてくれたということで、ただ私は総務省と約束したのは、紳士的にきちんとやりますと。いろいろなやり方あると思うんですけども、やっぱり私は、約束は守るという中で、紳士的な形の中でこのふるさと納税を進めていきたいと思っています次第であります。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○八番（上坂国由君） もう一つ、利用目的の一番多い数。すみません。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 一番多いのは、観光に使ってくれ、また源泉保護に使ってくれ、そして町長一任を含めると七割以上になります。ですから、それをこれからも財政の中で基金を取り崩して、それを事業に充てていきたい。本来このふるさと納税というのは、貯金をしろという意味ではないんですね。それを納税者がしてくれたものを使って、より魅力にしないといけない意味に取れますので、それを使いながら、いろいろな事業を進めてまいりたいと思っています。

○八番（上坂国由君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

四番、市川議員。

○四番（市川祥史君） 四番、市川でございます。

ページで十六ページの一般廃棄物処理事業の八百万円の項目なんですけれども、ご説明の中で要因としては入り込み客の増加ということなんですが、それに伴って猛暑によりペットボトル、缶の増加ということもお聞きしました。この資源ごみに対する収入というのはあるんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 生活環境課長、お願いします。

〔生活環境課長 宮崎雄一君 登壇〕

○生活環境課長（宮崎雄一君） ただいまの市川議員の質問にお答えいたします。

特に収入としてはありません。委託料の中で、その分をなるべく差し引いてくれと、減額してくれということで業者のほうにはお願いしてあります。それですので、直接の収入としてはありません。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りします。議案第九号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第九号については、原案のとおり可決決定いたしました。
ここで十一時二十分まで休憩をいたします。

休 憩 午前十一時十分

再 開 午前十一時二十分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎議案第十号、議案第十二号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十号から議案第十二号までについて一括質疑を行います。十号から十二号です。
質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決をいたします。採決につきましては個々の議案ごとに行いますので、よろしく願います。
お諮りします。初めに、議案第十号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、次に議案第十一号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十一号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第十二号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十二号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十三号及び議案第十四号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十三号及び議案第十四号について一括質疑を行います。

十三号、十四号についてはございませんか、質疑。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決をいたします。採決につきましては個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第十三号について原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十三号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第十四号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十四号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十五号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十五号について質疑を行います。

十五号について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決をいたします。

議案第十五号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十五号につきましては、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十六号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十六号について質疑を行います。

十六号についてありますか。

六番、小林議員。

○六番（小林純一君） 六番、小林です。

事項別明細書四ページなんですけれども、資本的支出のところ、委託料一千四百万円、これ傍聴でレストハウスの設計委託料というふうに聞いているんですけれども、この内容、どういう計画でいくのか、方針があれば町長、示していただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、六番、小林議員の質問にお答えします。

まだ何も決まっていない中で基本設計分の予算ですね。一千四百万ということで、計上させていただきます。

今、私どものほうの事務方のほうで思い描いている基本設計のスケジュールとしては、今年度いっぱいまで基本設計をして、その後に実施設計に入るような今スケジュール案となっております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 町長、補足説明願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） この一千四百万の委託料というのは、今、課長が答弁したとおり、基本設計に係る設計料ということでありますけれども、天狗山レストハウスについては内情を申し上げますと耐震が国の基準には達していないという中で、以前から耐震工事をしてリニューアルをするか、建て替えというものはその当時あまり考えなかったんですけれども、いろいろ

ろ考えているうちに、仮に耐震補強するとしても、ほとんど壊して柱を残してやり直すような形になるというふうに思います。そうしますと、かなりの金額がかかるという中で、今、草津スキー場、温泉スキー場の天狗山は全く違うスキー場として生まれ変わらせようとしておりますので、それに合わせた新たなレストハウスの構築をしたいということで、基本設計料を上げさせていただいたわけであります。

全く今現在も、どのようなものができるのかは全く白紙の状態でありますけれども、今描いているのは、今現在あるレストハウスは斜面に向かって屋根が下がっていまして、景色はほとんどレストハウスにいる人が見えないという形になっておりますが、私のイメージでは天狗山がレストハウス内からガラス張りで見えるような意味合いにしていきたい、イメージです。

さらに、道路に向かって、あの建物が尻を向いているんですね。入り口がないような建物なんですけれども、そちらに向かってても表というようなそういうイメージを持っております。そうなりますと、GLをどこに置くかでも変わるんですが、二階建てふうな建物になると思います。国道側が一階でグレンデが二階ということになるんでしょうけれども、両方ともある意味では一階になります。けれども、その構造的には二階になるというイメージになるかと思うんですが、そういうものを造り、何とか令和六年度で設計を終え、令和七年三月には取壊しの着工をし、そして令和七年十二月までには何とか完全に仕上がるかどうか分かりませんが、それを建て替えて竣工していきたいと思っております。

私が描いているスキー場というのは、以前は単なるスキーヤーだけを集めるスキー場でしたが、当然スキー場ですからスキーヤーも集めますけれども、スキーをしない人を天狗山に呼び寄せて雪を見せる、また雪に触れさせる。もう完全にインバウンドを意識したレストハウスと、新たなレストハウスを構築してまいりたいと思います。

今、パルスゴンドラが十三日に竣工いたしますけれども、それがレストハウスを出ますと真正面にどんと来るようなレイアウトの中で進めていきたいと思えます。そして、今パトロールと、それからスキースクールの建物がありますが、あれも取り壊して一体にしたい。

それから、今レンタルスキーを貸し出す天狗ロッジのほうは、これは残して、必要とするならリニューアルをしていきたいと、このような構想でありますので、今述べたのは私のイメージを述べたので、そのGLの問題とか、いろいろ考えると、どうなっていくかは、ここではまだ全てを知らせることはできませんけれども、イメージとして考えております。その基本設計料ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑ないですね。

質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十六号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十六号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十七号、議案第十九号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十七号から議案第十九号までについて一括質疑を行います。十七号から十九号までで
ございます。

質疑ございませんか。

「ありません」と言う者あり」

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

「異議なし」と言う者あり」

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決をいたします。採決については個々の議案ごとに行います。
お諮りします。初めに、議案第十七号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十七号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第十八号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十八号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第十九号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十九号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二十号、議案第二十二号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十号から議案第二十二号までについて一括質疑を行います。

湯本議員。

○九番（湯本晃久君） 九番、湯本です。

議案第二十号について質疑をさせていただきます。

申請者、楽天信託株式会社さんということで、法人のホームページなど見させていただいた限りでは、いわゆるファンドと言いますか、投資会社という会社のようでございます。こちらの楽天信託さん自体が、この新しく建てられるお宿を運営なさるのか、それともどなたかに委託をさせるのか、あるいは建てた後に売却をするようなお考えがあるのかというところお分かりの範囲でお教えいただければと思います。

○議長（宮崎謹一君） 温泉課長、答弁願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 湯本議員のご質問にお答えいたします。

一応信託会社ということなのですが、内容についてはRSV草津ということで、業種ホテルということで、今のところ申請の内容では自社で運営をするというようなことになっています。ただ、楽天グループというのが多分たくさんあるので、その中という話も聞いたような気がしますけれども、今後そのような話が出れば、きちんと申請とか手続を取りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○九番（湯本晃久君） はい、結構です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに二十号から二十二号までについて質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） ないようですので質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決をいたします。採決については個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第二十号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、次に議案第二十一号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十一号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第二十二号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第二十二号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二十三号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十三号について質疑を行います。

第二十三号については質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決をいたします。

お諮りします。議案第二十三号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十三号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二十五号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十五号について質疑を行います。

二十五号について質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りします。議案第二十五号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十五号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎陳情書にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、陳情書等にかかる委員長報告をお願いします。

陳情七 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について、担当の民協土木常任委員長、報告をお願いします。

〔民協土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民協土木常任委員長（上坂国由君） それでは、陳情七 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書についてでございます。

看護師や介護士など賃金水準が低いとし、診療報酬及び介護報酬の臨時改定が行われました。しかし、診療所や訪問介護などは対象外とされました。このようなことから、「給料が上がらない医療・介護分野」から人材流失が生じ、安心・安全で質の高い医療の推進、サービスの提供には、人材を確保するために安定した経営や経済的支援の拡充が必要です。

以上のことから、地方自治法第九十九条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう求める陳情であります。

委員からは、添付の資料だけでは事実関係が確認できないことや診療報酬と介護報酬を分けて考えるべきではないのではないかといった意見が出されました。

慎重審議の結果、各委員の意見としては、趣旨採択二名、不採択三名という結果であり、当委員会といたしましては不採択とし、意見書の提出は行わないことといたしました。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

続いて、陳情人 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について、担当の民教土木常任委員長、報告を願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、陳情人についてご説明させていただきます。

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情についてでございます。

こちらは、国民健康保険制度等における脱退一時金の運用において、日本人と外国人との間で不公平が生じており、このままでは国民の間に強い不公平感を与えるということになりかねず、また無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。現場となる地方から財政問題として声を上げる必要があるため、調査及び改善を求める意見書の採択を陳情するものであります。

委員からは、これからも草津町も外国人が増え、仕事なども一緒にやっていかなければいけないが、実態が見えないところや陳情書を読む限りでは内容が理解できない部分があるなどの意見がございました。

慎重審議の結果といたしまして、各委員の意見としては採択が一名、審議未了が一名、継続審議三名という結果であり、当委員会といたしましては継続審議とし、意見書の提出は行わないことといたしました。

以上、陳情にかかる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付の今後予定されている議員活動ですが、どれも重要な議会活動であります。各自確認をいただき、出席方についてよろしくお願いをいたします。

お諮りします。議会議規則第二百二十六条の規定により、この一覧表のとおり、会議や諸行事等に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することと決定をいたしました。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外にかかる委員長報告を願います。

ない場合は、その席で「なし」と答えていただきます。

初めに、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、付託議案外にかかる総務観光常任委員会の委員長報告をいたします。

その他の事項といたしまして、町の財政状況について。

町長より、町の財政状況について資料を用いて詳細な報告と説明がありました。

資料は、平成二十二年度から令和四年度までの一般会計から企業会計などの全てを加味した決算通知と今年度の当初予算ベースでの数値を用いて算出したデータが一覧表にされたもので、当時の約五十八億円あった起債が現在では三十八億円、要するに借金ですね、減少したこと。逆に二十八億円程度であった基金は、現在では八十三億円までに増加することができているとの説明がありました。

また、今年度は万代鉦復旧工事や立体交差及び温泉門事業など大きな事業を実施したが、健全な財政運営の下、財源の確保についてはしっかりと措置をしてきたとの説明を受けました。

委員長といたしまして私から、事業の規模によって基金の投入があり、財源が減ることもあるとは思いますが、今回の万代鉦の復旧に係る経費などについては、まさに草津町の存亡に関わる将来を守るための事業であり、大規模な費用がかかろうとも、やるべき事業だったと伝え、改めて源泉保護に関する町の努力とこれに関わった町内事業者の作業に関わった皆様の取組に対し、改めて議会といたしましても感謝の意を伝えたいと思います。

以上、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 付託議案外にかかる民教土木常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

付託議案外にかかる委員長報告。

その他の事項といたしまして、第九期介護保険事業計画についてでございます。

介護保険事業計画は、本年度が第九期計画の策定年度であることから進捗状況が報告され、サービス給付費や保険料等の推計、準備基金の状況が資料に基づいて説明されました。

委員からは、地域における介護保険サービス提供事業者の人員不足の解消とサービスの充足を望むといった意見がありました。

二つ目、今シーズンの除雪体制でございます。

当局より、今シーズンの除雪体制について、町内除雪については町内の二十一業者と土木課職員による体制で除雪作業に万全を期して取り組む旨の報告がありました。特に草津道路の除雪については、電光掲示板等による運転手への早期注意喚起や積雪状況によっては赤仁田の待避所に小型除雪ドーザーを配備し、スリップ渋滞等に対処できるよう準備するなど、除雪体制の強化を図る旨の報告がありました。

その他についてでございます。

委員から、ベルツこども園の保育料についての質問がありました。当局からは、ゼロ歳児から三歳未満児の保育料の無償化について現在調整中であり、令和六年度よりベルツこども園の保育料を完全無償化する方針である旨の説明がありました。以上、付託議案外にかかる民協土木常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議会運営委員長。

○議会運営委員長（湯本晃久君） 報告ございません。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、温泉温水対策特別委員長。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

草津温泉の入浴方法について。

草津温泉の入浴方法について、専門の先生を呼び、自身で指針に沿った入浴方法ができるような講義・講演会を開いてもらったどうかと提案がありました。

町当局に協力していただき、ぜひ開催できるように要望いたしました。

続きまして、令和五年度草津町・草津町議会視察研修について報告させていただきます。

令和五年九月二十五日から二十七日にかけて、草津町当局と草津町議会の総勢十五名により、秋田県及び山形県への視察研修を実施いたしました。

秋田県湯沢市の巨大な地熱発電所にある山葵沢地熱発電所を視察させていただき、発電の仕組みや近隣温泉地への影響などについて説明を受けました。宿泊は銀山温泉昭和館、和風旅館の町並みや川沿いのガス灯の視察、まさに昭和にタイムスリップをした感じでした。松尾芭蕉が舟下りをした最上峡芭蕉ライン下りを体験させていただきました。ガイドのユニークな遊覧案内にお客様を楽しみます姿は、とても心に残りました。

湯野浜温泉では百年構想、省エネ事業等、温泉熱を活用した湯野浜温泉との質疑応答が活発に行われました。

集中給湯施設の視察も行いました。中でもヒートポンプ二基を活用して各施設が協力し合って集中給湯している発想は、草津町にも一考の余地があるかもと感じました。

今回の視察研修は大変有意義であり、中身の濃い研修、視察を行ってきたと思います。

以上、付託議案外にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案外にかかる委員長報告を終了いたします。

午後一時まで休憩いたします。

休 憩 午前十一時五十一分

再 開 午後零時五十九分

○議長（宮崎謹一君） ちょっと早いんですけれども、おそろいですので、休憩を閉じて再開をいたします。

◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） それでは、一般質問を行います。

初めに、九番、湯本晃久議員、一般質問をお願いします。

〔九番 湯本晃久君 登壇〕

○九番（湯本晃久君） 九番、湯本晃久、一般質問を行います。

本年九月より、大分県別府市において、市内の小中学生を対象に、平日に家族と市外に旅行に出かける場合、学校を欠席扱いにしない取組を始めるとの報道がありました。

別府市並びに別府市教育委員会が公表している保護者用リーフレットによれば、旅の経験を通して子供の成長を促す「旅育」の推進と、平日や閑散期の観光需要のシフトによる地域経済の活性化を目指し、旅と学習（スタディ）を組み合わせた「たびスタ」休暇と名づけ、保護者の申請によって一年につき3日以内の日数を校外活動として、欠席とはせず出席停止等と同じ扱いにするとのことでした。

報道によれば、別府市の長野恭紘市長は「家族旅行に限らず、旅は人を賢くすると言われ、教育的観点からも重要。『たびスタ』を温泉観光地である別府市が全国に向けて発信することで平日の旅行が一般化すれば、観光需要が平準化され、質の高い休暇、安定的な雇用、地域経済の活性化、旅を通じた子供の成長にも寄与できると期待している」と話されています。草津町においても、別府市と共通する観光産業に従事する保護者と、基本的に土日休みとなる児童生徒との間で休みが合わず、宿泊を伴う家族旅行がなかなかないという状況が永年にわたり続いています。

今回の記事を、子育てを経験された旅館経営者の方に伝えたところ、間違いなく需要はあるので、ぜひ草津町でも実現していたきたいとお話がありました。この制度について草津小学校、草津中学校でも導入が可能であるか、またそのお考えがあるか、教育長、町長のご見解をお聞かせください。

以上よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 答弁は教育長からですか。町長から。

町長お願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、湯本晃久議員からの一般質問にお答えをいたします。

質問は、児童生徒の授業日における休暇取得に係る内容で、学校のある平日に家族が旅行などに出かける際、欠席扱いせず休むことができる制度についての検討をとのことです。学校における出席停止扱い、休暇といった質問に関しては、学校運営の管理上によるもののため、基本的には教育委員会の考え方に基づくことになるとは思います。この後、教育長から答弁をさせます。

私からは、議員が参考として取り上げていただいた大分県別府市の「たびスタ」というこの取組につきましては、観光振興面での感想となりますが、所見を述べさせていただきます。

この別府市の制度は、同じ観光地として見て、サービス業の観点から地域の活性化や観光需要の促進を期待された施策であるという評価ができるものと考えております。

また、報道の情報によると、愛知県でも今年から「ラーケーションの日」という休み方改革の一環として、保護者の休暇に合わせて児童生徒が年間に三日間、平日に休める制度を導入しているもようであります。

現在、当町ではこれまで推し進めてきた様々な観光施策によつて、年間入込客数は過去最大値となる見込みであります。国内旅行の入り込みもさることながら、インバウンド関係についても増加傾向にあります。こうしたことから、保護者の方々を含めた町内の観光従事者の皆さんの働き方や休み方について検討していく事項であると認識をしております。また、観光従事者を含めた人手不足の問題、現在、当町の大きな課題であると捉えております。

湯本議員からの質問は、こうした緒課題の解消策にも寄与できる可能性を秘めているとも考えられることから、今後は教育部局を中心に関係部局と検討させていきたいと思っております。

端的に言いますと、いいアイデアだと思います。ただし、私の一存で決定できる事項ではございません。教育委員会と学校との協議も必要だと思しますので、何とか法律が絡むかどうか分かりませんが、その辺を、いろいろなものを諸問題を解

決できるならば、いい制度だというふうに私は思います。

別府の市長、大変ユニークな市長で日本の温泉百選でも「打倒草津町」と言ったり、また白根山が噴火したとき、別府に來ないで草津町に行つてほしいという大変ユニークなPRもしていただいたということで、親近感を覚える市長であります。大変先進的なことを考える市長でありますので、草津町としてはできるかどうか分かりませんが、真剣に検討して結論をつけていきたいと思つておりますので、この後、教育長のほうから答弁をさせます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君）　じゃ、続いて教育長。

〔教育長　富澤勝一君　登壇〕

○教育長（富澤勝一君）　それでは、湯本議員の一般質問にお答え申し上げます。

別府市におきましては、平日の家族旅行を推奨し、欠席扱いにしない取組が始められているということですが、当町の現状といたしましては、児童生徒の欠席につきましては基本、保護者から学校に伝えていただいております。

欠席の理由といたしまして、本人の体調不良や家庭の都合により欠席をさせるといったものが多く、その理由の一つといましては、家族旅行も含まれているということとで学校から伺つているところであります。

湯本議員がご指摘のとおり、ご家族での旅行は親子の触れ合いやコミュニケーション能力を身につけさせる上でも大変有意義的であると考えております。

また、旅をすることにより、他地域の風土や風物など学校教育以外に学びの機会を与えられるという考えもできると思います。確かに観光産業に従事する割合が多い当町の保護者に対しまして、土日にレジャーを楽しむ機会が増えるということは大変難しいというところであります。これが増えるということは喜ばしいことなのかなというふうに理解しております。こうしたことを新たに欠席の理由とした出席停止扱い等の制度を設けることについてですが、この場合、教育現場を預かる学校で日常の学びの保障という、ここを第一に考えざるを得ないことだというふうに思っております。

また、中には経済的に取得が困難な家庭も見込まれるということによる公平性の問題など課題もあるかと思われますので、法令上の問題を含めまして、関係する各教育機関に相談をさせていただいた上で検討してまいりたいと思います。

以上、湯本晃久議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員、よろしいですか。

続いて、三番、有坂太宏議員、一般質問願います。

〔三番 有坂太宏君 登壇〕

○三番（有坂太宏君） 三番、有坂太宏です。二つほど一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず一点目、立体交差の報道記事についてということでお伺いいたします。

去る十月二十五日に温泉門・立体交差・温泉門駐車場竣工式が挙行され、当日午後より立体交差部分の通行が可能となりました。

翌二十六日の上毛新聞にて式典の報道がなされ、その中で「立体交差事業において十四億円」との記載がされていました。この記事を見た町民より多数のご意見をこの間、耳にしてきました。私は、このご意見を伺い、議員になってからの四年間の予算書や決算書にて計算をしましたが、このような数値にはならないのですが、次の三点について詳細をお示しいただきたいと思えます。

まず初めに、町長が構想を持ち始めた九年前からの温泉門駐車場事業も含めた関連する事業の総額なのでしうか。

二つ目に、支出において、一般会計、ふるさと納税、町債、交付金の金額をお示しいただけるとありがたいと思えます。

三つ目、二つ目と重なりますが、町長が就任されてから町債は減り続けておりますが、今年度においては若干増額になっております。下水道再構築事業や万代鉱源泉も含まれていると思えますが、温泉門事業での増加分をお示しいただきたいと思えます。

温泉門に関しては、町民より、階段付近に設置した機械室にて融雪の際にボイラーを利用し、灯油や重油で熱源を確保し

ているのかとの疑問の声も聞かれます。このことについてもご説明いただきたいと思います。

そして最後に、温泉門駐車場から階段を下り、トイレを過ぎたところがおしゃれなタイル張りとなっています。この部分が十一月二十日頃から早朝時間帯における凍結が見受けられます。乳母車を押していた女性が凍結により滑ってしまったとの事例も発生したと伺っています。幸いにけがをされなかったのですが、たしかこの部分は融雪になっていたはずです。融雪が効かない要因は何でしょうか。私も何度か早朝に凍結しているのを目にしています。また、日中もこのタイルの表面がぬれているのも確認しています。対策を講じていただきたいと思いますがお考えをお示しください。

次に、二点目、シルバー人材センターの設置について伺いたいと思います。

三月の選挙時に町民の多数の方より草津町にシルバー人材センターがない、高齢になったので庭木の剪定や雪かきがつらくなったので、シルバー人材センターがあればお願いしたいなどご意見を伺いました。

この間、調べてきたところ、二〇一五年のハーモニー百三十四号において、「陳情五シルバー人材センターの設置について」という記事を目にしました。これによると、「シルバー人材センターは現在、吾妻郡内には草津町以外の全てに設置されているものの、以前設置に向け準備をしたところ、応募が少なく、立ち上げに至らなかったこと、さらには社会福祉協議会で行っているボランティア人材バンクにも応募が少なく、機能していないという報告がありました。今回の陳情については労働者不足への対応という性質も含め、前向きにとの意見が出されたものの、人材派遣に関する法規に抵触するおそれが指摘され、法的な問題を整理した上で町独自の方法の検討を続けるべきとの結論に至り、継続審査としました」とありました。

そこで、町長に伺います。

継続審査となってから今日までの経過とボランティア人材バンクの現在の状況をお示しください。

この件に関して、先日テレビ報道で、ある地域で高齢者に対するボランティア活動が紹介されていました。その中では、ある事業者が独り暮らしの高齢者の話し相手をする、庭木の剪定を行う等が紹介されていました。これらは有料にて行っ

いるとのこと。また、この業者には大学生がアルバイトで勤め、高齢者のお宅に事業者さんと一緒にいき、高齢者の方とお話をして人生勉強にもなるとインタビューにも答えていました。

この事業者は行政とも連携し事業を行っているとの説明もなされていました。草津町が行政としてシルバー人材センターの立ち上げに取り組めず、もし今後このような事業者が草津町で事業を行いたいと申請してきたとき、町として協力体制を取ることができるか、お答えいただきたいと思います。

以上二点、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員からの一般質問についてお答えいたします。

まず、立体交差事業の報道記事についてということですが、新聞報道にある事業費十四億円の内訳であります。一つ目は、温泉門立体交差・温泉門・温泉門駐車場の竣工式を去る十月二十五日に実施をいたしました。この報道記事に合った立体交差事業費約十四億円というのは、関連事業を含めた総額でよいのかという質問であります。

まず、全体的な考えとして、この事業については、一、立体交差整備、二、温泉門整備、三、駐車場整備、四、中央通り整備、五、紅葉公園整備の五つの事業から成り立っており、これらの全ての総事業費が十四億九千万円ということになります。

この内訳についてお答えします。メモを取っていただきたいと思います。

立体交差に係る事業費が約五億一千万円、温泉門整備の事業費が約二億八千四百万円、駐車場（トイレの整備を含む）、温泉門駐車場ですね、トイレも入りますけれども、これが約二億八千八百万円、四番で中央通り整備、これは今後の予定事業も含まれます。今スーパード津のところで整備になりましたが、ターミナルの信号までの整備が入ってきます。それを含めて二億八千八百万円、そして紅葉公園、これもまだ整備が未完成であります。着工しておりますが、約一億二千万円

となっており、この総額が十四億九千万円ということで、この金額の中には土地の取得費、既存建物解体費一億六千万円が含まれております。

次に、これらの事業の支出における財源内訳についてお答えします。

国からの補助金が約五億二百万円、地方交付税に算定される額が七千万円、ふるさと納税草津よいとこ元気基金から四億六千万円を入れたということであります。そして、起債、さつき述べました一から五の事業を対象に起債を起こすのが三億一千五百万円、差し引きとなる一般財源の持ち出しは約一億三千八百万円となります。自主財源として行政が捉える自主財源は今言った一億円強の持ち出しということになるわけであります。

また、私は全て議会の皆様にあからさまにするということで、この間、財政シミュレーションをお出ししました。本来、決算までの内容を出せばいいんですが、令和五年度の当初予算も一緒に含めて出しました。当初予算は必ず取り崩しますから、全てのものが減ります。借金も増えます。しかしながら、これが決算になりますと交付税算入とか、いろいろなものがまた入ってきますから、右肩上がりの基調はそれほど変わらない。多少これから大きな事業が控えています、下水道整備等も含めて。そうすると変わってくるかもしれないですけども、令和五年度は当初予算の数字ですから極端に下がっていませんけれども、決算になればあれがまた修正されてくるものと判断をしています。このようなもので国から約五億円強、五億二百万円の交付税を、国からの補助金があるということです。

続いて、温泉門駐車場トイレ付近の融雪についての質問であります。十一月二十日頃から凍結した原因は何かとの内容であります。ご指摘のように凍結のあった場所で乳母車を押していた利用者が滑って転倒しましたという報告は受けております。幸い大きなけがはなかったようでありますので、安堵しておりますが、より安全快適にご利用いただけるよう努めてまいりたいと存じております。

この当該部分の融雪につきましては十月下旬から試運転を開始し、バルブによる調整作業も終わり、現在は融雪の効果はてきめんに発揮されていると、このように思っております。ただし、融雪だからといって、そのない部分もありますし、慢

心せず今後も天候に留意し、凍結のおそれがある場合には指定管理者による施設管理業務の中で適宜塩カルを散布するなど
の凍結防止対策を講じ、施設利用者の安全に最大限の配慮をする所存であります。

なお、暴風雪などの荒天時には融雪も塩カルも機能しないことがありますので、最悪の場合は施設の利用を中止する対策
を取らざるを得ないこともあるということをご理解をいただきたいと思います。

三点目が立体交差の機械室について、クリーンエネルギーの使用ということになりますが、三点目は立体交差の機械室に
て灯油や重油でボイラーを稼働して融雪の熱源を確保しているかとの質問であります。立体交差機械室は室内で二系統に分
割しており、一系統は温泉門の足湯に万代鉱源泉を送る系統で貯湯槽や圧送ポンプなどの機械類で構成されております。

もう一系統は、立体交差の車道及び歩道を融雪するために循環水を送る系統であり、プレート式の熱交換器や循環ポンプ
等の機械類で構成されております。いずれの系統も温泉や温水といった草津町の宝であるクリーンエネルギーを活用するも
のであり、灯油や重油は一リッターたりとも使っていない。機械そのものも設置していないということをご理解をいただきた
いと思います。

次に、シルバー人材センターについてということですが、有坂議員の質問の内容にあるように、今から八年前の平
成二十七年九月の定例議会において、町民九十三名の署名による陳情が草津町議会に提出され、結果、継続審査となりまし
たが、その直後、同年平成二十七年十二月定例会において、審議未了となっております。

よって、その後この件に関して議会における具体的な協議はなされていないのが実態であると認識をしております。

制度の観点から見ますと、シルバー人材センターの設置に関しては、高齢者等の雇用の安定に関する法律において、都道
府県知事が市町村ごとに一つに限り、高齢者の福祉増進に資することを目的とする一般社団法人に指定することができると
規定されております。現在、草津町にはシルバー人材センターは設置されておりませんが、吾妻郡内におけるシルバー人材
センター運用調査によると、担い手の高齢化や運営側の人材不足が問題とされており、その必要性が薄らいでいるのも事実
であります。

草津町の現状としては、平成二十六年度の介護保険法改正により、地域サービスを補完し合う生活支援・介護予防サービス体制事業を実施しておりますが、具体的には社会福祉協議会におけるボランティア人材バンクに二十一名の登録があり、買物支援バスの付き添いやデイサービス事業の見守りが行われ、またコーディネーターが中心となって町民十名のメンバーによる体制を構築し、地域のニーズと必要なサービスのマッチングを調整しております。これらの活動の成果として、前口よいとこ会や南本町ミュージックカフェ等の憩いの場が誕生しており、地域の高齢者の見守り体制が構築されております。私の基本的な考えといたしましては、高齢者が元気で働くことにより、地域社会に貢献し、住民同士のつながりを深めることで勤労の提供のみならず、生きがいや仲間づくりを推進することが何よりも大切ではないかと考えております。

ご存じのとおり、草津町における介護保険料は全国でも最も低いといえ、私としては、これは誇りに感じております。この背景には、草津町では高齢者の方々がいつまでも元気に就労することができている環境があるからだと考えてもおります。このように高齢者の皆さんが安心して安全に暮らせるために、草津町の特徴を生かした働き場所や活動の場を提供できるよう、活力あるまちづくりを今後も進めていきたいと考えております。これらのことを踏まえつつ、シルバー人材センターの設置については引き続き草津町における最適な方法、あるいは必要性について検討してまいりたいと思っております。

私が議員時代、目沢清治議員がこのものを提案してやったんですけれども、誰も登録してこなかったという思いも当時あります。そんなような経緯の中で、可能かどうか検討は続けていきたいと思っております。

最後に、シルバー人材センターへの民間事業者参入等につきましては、そのニーズの把握と緊急性に照らし合わせながら当局と町社会福祉協議会や各団体において調査研究を進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 有坂議員、よろしいですか。

○三番（有坂太宏君） 町長のご答弁ありがとうございます。

十二月議会で審議未了になったの、ちよつと調べなくて申し訳ございませんでした。自分一人でやっているもので、何分

申し訳ない。

今、ボランティア人材の話、二十一名登録で町民の方十名も参加しているという話伺ったんですけども、最近とあるスパーさんで高齢者の方が買物に来て、その場でちよつと倒れたりして自由が利かなくなつてということもあつて、その付近の方からも伺ったのが、老人会の見回りもしているんだけど、そういう人が全体的に独居老人とかの把握もし切れないという話もあるんですけれども、ちよつと質問の趣旨の中身と変わるかもしれないですけども、そのシルバーセンターの見回り体制、町長今ちよろつと答弁の中でおっしゃったかと思うんですけども、その辺の対応とかつてどういうふうにされてますか、今。分かる範囲でいいんですけども。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 老人クラブの前会長さん、黒岩律子さんに大分前でですけども、お願いして予算を老人クラブに出しました。その内容は、主に独り暮らし、独居老人の方々が屋内に閉じ籠もっていないよう、またその安否が確認できるよう、大勢の集まりだとなかなか出てこない人が多いんだそうです。ですから、隣近所で数人でいいから、そういう集まつてお茶を飲む、そういうことが大切だと。だから、何使つてもいいと。お茶菓子代に使つてもいいし、そういう中で隣近所の連絡を取り合つて、独り暮らしの方が、私が一番心が痛むのは孤独死ということになると思うんですけども、そういう意味の中で老人クラブのほうにもお願いして、横の連携取つていただいて、お茶菓子代でも何でもいいから使つていいから隣近所の閉じ籠もっている人たちに目を配つてやつてほしいというふうに思います。

また、安井議員からの提案もありました独り暮らしの方について安否確認をするという意味で、月に二回ですけども、無料で弁当を配付している。それは安全・安否確認という意味も兼ねてやつておりますので。時々高齢者の方から「町長、本当にありがとうございます」というそういう言葉もいただいております。そこまでやっている自治体ってそんなにないと思います。

ですから、私の政策の柱は福祉と観光が両立する町づくり、当然観光はそれで食べていかなきゃならないですけども、やはり政治の原点は、そこで暮らす人たちがやはり幸せ感、安心感を持てるような町づくりというものを進めてまいりましたので、決してほかより何か後れているというものはないと、そういう自負心を持っておりますけれども、これからもいろいろな形で考えられるお年寄りを見守るという意味、それからシルバー人材センターですか、それも可能な限りできるものならとは思っております。ただ、言うのは簡単ですけども、なかなかうまくいかないというのも実態がありますので、その辺もご理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○三番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、二番、安齋努議員、一般質問願います。

〔二番 安齋 努君 登壇〕

○二番（安齋 努君） 二番、安齋です。本日は一般質問させていただきます。

本日の一般質問、私の一般質問は、草津町交通の現状と対策、草津信号と大型バスの発着地についてでございます。

去る令和五年十月二十五日、温泉門立体交差が完成オープンいたしました。一旦停止がなくなり、車の流れがスムーズになり、湯畑から温泉門駐車場間の新たな人の流れが生れ、また足湯でくつろぐ方々も多く見られます。今までのこのプロジェクトを先導されてきた黒岩町長を初め役場の皆様、関係各位に改めて御礼申し上げます。

さて、その約十日後、十一月最初の三連休、渋滞しておりました。ホテル櫻井さん前の信号交差点に主によるものです。

この件に関し、何名かの町民の皆様方や毎日この交差点を通られるマイクロバスの運転手の方々などこの件に関してお話しさせていただきました。「天狗山方面から東京方面へ右折車線を設けられないか」「交通の激しい日曜・祭日の朝十時前後だけでもコンビニの前の横断歩道を歩行者が渡らないように要請できないか」などなど様々な考えを寄せていただきました。

私がふと思いましたのは、バスの発着地に関してです。現在、草津町発着の定期バスは、在来線、高速線ともにほとんどバスターミナルまたは天狗山となっております。すなわちホテル櫻井さん前の信号を必ず通過しなくてはなりません。これらに加え、各地からの観光バスも加わります。

調べさせていただきましたところ、バスターミナルに毎日発着する在来線、高速線の数、季節にもより若干異なりますけれども、平均約一日百台にも上ります。これに町内循環バスを加えると百六十台にもなります。さらに、つい最近運行を開始いたしました若者の街東京吉祥寺線のように今後も便数は増加傾向にあるようです。

成田空港は、人気のある日本国への海外からのオーバートーリズムに対応するため、約八年前、既存のターミナルから少し離れたところに格安航空会社LCC専用のターミナルを造りました。草津町も成田空港と同じような問題を抱えつつあると感じております。

ホテル櫻井さん前の信号を通る必要のない、例えば道の駅、温泉門前駐車場などを利用し、新しい発着地を設けることにより、利用者がより快適に当町への出入りをできると考えます。

加えて、今の時代はスマホで座席を予約し、バス乗車時に手続が完了してしまう、切符の窓口が要らないチケットレスの時代でもあります。不況にあえぎ閑古鳥が鳴いている、そんな観光地から見れば、草津町の悩みはぜいたく過ぎるのかもしれませんが、ホテル櫻井さん前の信号及び今後の大型バス発着地に関しまして、現在の町のお考えをお伺いできたらと存じます。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、安齋議員からの質問にお答えをいたします。

一点目は、「従来のホテル櫻井前信号とこれからの大型バスの発着について」というタイトルであります。最初の質問は、「従来の本町交差点での渋滞が立体交差により解消されたが、次の渋滞箇所がホテル櫻井前の交差点に移動したため、

今後、バス路線の増設が予想される中で、当該交差点における右折車線の増設またはバスターミナル及び天狗山以外に当該交差点を経由しないバス発着所を新設できないか」との質問であります。

まず、ホテル櫻井前の交差点に右折車線を新設する案についてであります。道路管理者である中之条土木事務所に以前から関連の検討がなされております。

しかしながら、用地の確保が非常に困難なことから、右折車線の新設には至っていないというのが現状であります。引き続き検討を行い、関係機関に町として強く要望していくつもりでおります。

このことを踏まえながら、私としては現在の交差点の形状から渋滞の解消策を思案した結果、あそこの信号機に人工知能による制限が有効であると、このように考えております。具体的には、信号機に取りつけたカメラや車両検知器等を用いてチェックインやチェックアウトの日常的な混雑のほか、観光シーズンごとによって不定期に混雑する路線を常時監視し、人工知能により信号の点滅時間を制御して混雑路線を優先的に通過させるというもので考えてみました。

現在、長野原大津の信号が類似の方式と警察署長から聞いております。警察署長に対しても、そのような考え方で信号の時間を変化できるような仕組みづくりを考えていただけないかというふうにもう既に署長にはお願いしてあります。

また、土木課長には、中之条土木と検討し、国道ですから国の仕事として信号機の人工知能化を要請して、そうなれば朝の混む時間帯については役場から車の台数というか、信号機を長く取ってやればはけて、逆に今度は草津町に入ってくる時間帯にはそこを長くする、いろいろなやり方あると思うんですね。信号機の時間の点滅によって、多少の混雑が私は解消できるものと思っておりますので、長野原署の警察署長にもお願いしてありますし、今後、県にも再度この辺には強く働きかけてまいりたいと思っております。

また、横断歩道の件に関し、曜日や時間帯によって規制を設ける、あるいは時間設定による利用ができないかとの質問については、警察を初め協議を要する内容が多岐にわたるものと推測されるため、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、大型バスの発着に関する質問ですが、おかげさまで現在、草津温泉バスターミナルにおいては、九つの事業所、十系統の路線による定期バス及び高速バスの運行があり、年間で約一万七千七百回の発着が行われております。アフターコロナとなった現在は、令和四年度から多くの観光バスの路線が増え、また利用客においても右肩上がりに増加している状況となっております。

このような中、オーバーツーリズムの観点から申しますと、安齋議員のご心配のとおり、バスの発着場や利用客の待合場所によつては、混雑時においては不足ぎみと見受けられることも事実であります。公共交通の唯一の玄関口である草津温泉バスターミナルの機能の低下や不足が感じられることは、ブランド力を全面に打ち出して施策を進めている当町にとって、イメージダウンにつながる事態とも捉えております。

このような状況を打開するため、まず令和六年度にはバスターミナルの乗降所の乗り降りのところの改修やエレベーターの設置等、動線の確保に取り組んでいきたいと考えております。

また、今後バスターミナル内の飲食店を一階部分にまとめ、二階の待合所の拡張についても検討しているところであります。

なお、議員の提案するバスターミナル機能を有した発着場の増設については、費用捻出や許可等の問題、乗客の乗り降りの動線の確保などから、都市計画の変更を含め大変大がかりで時間のかかる事業となることから、今後、検討課題とさせていただきます。

温泉門の立体交差ができました。私も時間があるときは、よく見に行っています。あの渋滞はなくなりました。今までは信号で渋滞する。一時停止で渋滞する。お客様は二回ストレスがたまっていたわけですが、今度はこれが一回で済むようになる。そうすると、目立つのが今度は信号の渋滞ということになってくるわけでありまして、今述べたとおりの方をを考えてみたいと思っております。

それと、あの一時停止がなくなった効果というのは、チェックアウトで草津から出てくるお客様と、もう一つ長野原方面

から上がってきた車の渋滞緩和にも、あの立体交差はつながっています。どういう意味かというと、一時停止する車と右折しようとする車の優先順位がよく分からない。逆になっていますから、にらめっこをしているケースというのは結構あるんですね。それが幾つもあると、やはり混むときは前口のセブンイレブンまで草津に入るのに車がつながってくると。そういう意味では、それも解消に向かっていると思います。

一つ解消すると目立つのが、もう一つの解消してないところになるんですけれども、私がこれ発想したんですけれども、AIを導入した混雑状況によって信号の長さを変えるような仕組みができれば、渋滞緩和のあれも、もう少し緩和するんじゃないかと思っています。

私が述べているのが、四百万人を目指すと言ったのを裏を返すと、草津町のキャパは四百万人が限界であろうとも思っています。つまりインフラ整備のいろいろな観点から、それ以上になるとオーバートリズムでやるような現象になってくるんじゃないか。例えば水にしても何でも公共下水にしてもそうですけれども、それらのインフラを考えたとき、最大が四百万人、それを私は目指すと言っていますけれども、今年度、竣工式で三百四十万人と言いましたけれども、高ブレをしました。三百五十万人を超えてくると思います。ですから、目標の四百万人というのは、そんな遠い将来じゃなく実現してくる。

お客様に支持される草津温泉ということで、じゃ、どこもそんなに伸びているのか。そんなことないんですね。やはりお客様が少なくて苦しんでいる温泉観光地たくさんあります。この間、渋川市長と私と上毛新聞、後ろにおいていますが、対談をしたあれがそのうち記事になると思いますが、コロナ前の八割ぐらいまで戻ったという市長の話が、伊香保ですね、ありました。私ももう既にはるかに超えてきたということになるうと思います。

なりますと、今度は様々なインフラが問題になってくるということ、それを見越して九年前に構想を持ったのが立体交差方式です。実現するのに実に九年かかりましたけれども、それは大きな一つの解消になったと思いますし、また温泉門は新たな観光名所として高く評価をされるようになってまいりました。

これからも一つの課題を解決すると次の課題が出てくる。だから、そういう意味で完成というのはないんですね。常にいろいろなものに対して進化をしていかなければならないというのが私の考え方であります。

今、事務方が書いた答弁と私の感想を入れた答弁になりましたけれども、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 安齋議員、よろしいですか。

○二番（安齋 努君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で一般質問を終了いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

以上で、令和五年第七回草津町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午後一時四十四分

署名 名
地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

令和五年 月 日

議長 宮崎 謹 一

署名議員

署名議員